

平成25年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成25年6月11日）

---

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成25年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日は大変暑いので、上着の着用は、市議員、それから市側も、どうぞ脱いでください。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月13日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案14件、報告4件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成25年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につ

きましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

### 報 告 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市財政調整基金条例第2条の規定に基づき、財政調整基金の積み立てを増額することにしました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,418万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,532万9,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金1億5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分の一部を財政調整基金に積み立てるものであります。これに伴い、平

成24年度末財政調整基金の現在高見込額は14億5,000万円となります。

次に、15款1項1目とも予備費418万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

9款1項1目1節とも地方交付税1億5,418万5,000円の増額補正は、特別交付税の増で、前年度に比べ2,324万6,000円、3.2%減の7億1,418万5,000円の交付決定があったことから、当初予算5億6,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第3号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 基金積み立てについて質疑させてもらいたいと思います。

基金、今回1億5,000万円積み立てまして、14億5,000万円にトータルなったということになります。毎年この基金の積み立てのときに、毎回質疑させてもらっているのですけれども、今回も1億5,000万円、前回も1億円近く、以上かな、積み立てしています。質疑して、答弁で、流動的に最終的に幾ら積み立てできるかわからないという答弁をもらっていますけれども、毎年何らかの、1億円以上の積み立てを必ずできているのですよね、ここ最近はどうも。積み立てをするなという話ではないのですけれども、確かに大事なことなので、それはやるべきだと思うのですけれども、この基金の一部でも、積み立ての一部をもう少し積極的に、地域活性など住民福祉の面あたり、今回、市長が上げています冬期補助だとか高校通学への補助だとか、今まだ動き出しは見えない部分があるのですけれども、こういったものに対して積極的に、もうちょっと基金の積み立てを抑えて、もう少しこういうことにお金を積極的に使うことができないのかということを知りたいと思います。

あと、もう一つ、この近辺の平均の積立基金が幾らという話をいつもされるのですけれども、それをもう1回、どれぐらいで目指しているのかを知りたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 最初の御質問についてお答えしたいと存じます。

今回いただいた分といいますか、特別交付税ということで、この部分については、毎年、私どもが計算して、その数字を確定させるというか、なかなか難しい、国のほうの配慮というものに基づいて我々に交付されるという性質の交付税なものですから、それを当てにして、これだけ余分に来るだろうということを当てにして、その用途というものを考えるというのは難しいかなと。

ことしにつきましても、当初予定されていた数字というのは、私どもが計算していた数字というのは少ない数字。その数字を今回上回ったものを交付されたということで、私ども喜んでいるわけでございます。ただ、議員がおっしゃるように、ただ積み立てるだけが我々の財政運営と評価されるものだというふうな理解はしておりません。やはり必要な額は、それなりの金額を積み立てていくということは必要なのでしょうけれども、おっしゃるとおり、必要な分、効果のある、そういう使い方をして、地域の活性化につなげていかなければならないと思っております。

したがって、今すぐそれをばらまくということではなくて、やはり計画的に議論を重ねて、予算に反映させていくと。そういう考え方で行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 近隣における基金の積み立ての状況ということでございます。

まず、財調減債、その他特定目的基金ということで、その中からそういう内訳になっております。それで、土地開発基金などの定額運用の基金については除いた中での数字でございますが、空知9市、歌志内市を除いて空知9市の、その基金の平均額が、平均現在高が23年度末の資料では34億2,500万円でございます。平均でございます。それと、そのほかの空知管内の14町の基金の平均現在高が19億500万円、1町当たり19億500万円でございます。それで、この中には基金という位置づけはないのですが、備荒資金組合に対する超過納付金、これもほぼ財政調整基金と同じような性格のものでございますので、これも含まれた中での数字でございます。

それで、空知9市と14町の平均では19億500万円が基金の現在高です。済みません、25億円が管内の市町村の平均積立額でございます。それに対しまして、歌志内ということでは12億3,700万円が23年度末基金と備荒資金の積み立ての合計額でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この平均金額に、できるだけ近い金額まで積み立てたいという話がされていたのですよね、前回。それをどれぐらいの期間でやりたいのかというのを、ちょっと聞いたかったですけれども。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それにつきましては、先ほど、初めの冒頭の質問でもございましたとおり、基金に積み立てると同時に、財政健全化において、低下した市民サービスの復活なんか、いろいろ復活をさせております。

それと、非常に最近、地方交付税の行方が、また26年度から減額するような新聞報道もされているということで、これはその時々の方交付税の動向なりを見極めながらということなものですから、目標額を持って、何年までということではなくて、その年その年の状況に応じてやっていきたいと思っております。

ことしの25年度予算においても、予算編成上、財調から1億円の繰り入れと取り崩しを予算化しておりますし、このように、何年まで何億円を積み立てるとするのは、その1年1年の動向次第によるということで、御理解願います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成25年4月7日、強風による災害が発生し、公共施設の屋根等に損壊が生じたため、復旧工事を実施することにしました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

9款1項とも消防費4目防災費11節需用費10万3,000円の増額補正は、補修用消耗品費、16節原材料費2万5,000円の増額補正は、補修用資材であります。

次に、11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費3目住宅災害復旧費15節工事請負費9万7,000円の増額補正は、改良住宅、市営単身者向け住宅の屋根修繕費であります。

次に、2項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費15節工事請負費16万2,000円の増額補正は、中村生活館玄関小屋壁補修費であります。

3ページをお開き願います。

3項文教施設災害復旧費1目社会教育施設災害復旧費15節工事請負費94万2,000円の増額補正は、市民体育館屋根修繕費であります。

次に、15款1項1目とも予備費132万9,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で、報告第4号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番(川野敏夫君) ただいまの歳出の件で、消防費なのですけれども、これの歳出は消防職団員が直接行動のために使ったというものなのか。消耗品と書いてありますけれども、その中身はどんなものなのかを。

○議長(山崎数彦君) 渡部総務課長。

○総務課長(渡部一幸君) これの補正で使ったものといいますと、需用費の消耗品でいきますと、トラロープ、金づち、ペンチ等でございます。これにつきましては、出動した消防職員の使うものでございます。

○議長(山崎数彦君) 川野敏夫さん。

○2番(川野敏夫君) ということは、職団員が行った作業ということで、よろしいのですかね。ふだん、常備的にこういうものは置いていないものなのですか。

○議長(山崎数彦君) 西丸消防長。

○消防長(西丸強君) 常備的には置いております。ただ、その数が少ないということもありまして、その補充分と、使った分の補充ということで、今回このような形になっております。

○議長(山崎数彦君) ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 今回の専決の分で、強風での災害で屋根が破損という、ちょっと突風とか風が強かったのですけれども、建物の老朽化ですよね。老朽化していることを考えると、また似たような風速とかいろいろ考えて、今後も起こり得るのではないかなと思うのですけれども、その辺どういうふうに考えているのかお聞きしたいのと、もう一つ、地震なら耐震化だとかということもいろいろできるのですけれども、竜巻はちょっと別にしても、強風対策というのですか、建物自体に何かそういった基準みたいのがあるのかないのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長(山崎数彦君) 柴田建設課長。

○建設課長(柴田一孔君) 強風の今後の対策といいますか、今後につきましては、やはり、トタンの閉め方といいますか、それぞれの連結が悪い部分とか、そういうところから風が入りまして吹き飛ばされるということでございますが、今回、最大風速が20メートルを超える風速でございました。台風の定義としては、17.5風速以上が台風ということからいたしますと、台風匹敵する風だったと思います。

今後は、いわゆる緩んでいる部分、特に、破風、風を切るという部分でございますけれども、建物の垂直断面の部分の緩み、屋根と下地のすき間があいている部分、こういうものを調査して、閉めるような対策をしなければならぬと思っております。いずれにいたしましても、台風並の風には、やはりそういった通常のメンテをいかにやっているかという部分で、こういう被災を伴うのかなと思いますので、こういった部分につきましては点検を行いながら、今後、こういうことがないように対応をしていきたいと思っております。

今後の予測につきましては、なかなか読めるような状況でございませませんが、全市的に市営住宅等を含めて点検をして、メンテをしていきたいというふうに考えております。

○議長(山崎数彦君) 女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) いろいろメンテをして、ここがだめだ、あそこはちょっと直したほうが良いということが出てれば、来年とかにまた予算づけして行うということも考えられるということですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 著しく、そのトタン等の間に風が入るおそれがある部分につきましては、現状の維持、修繕費の中で対策をしたいと思いますが、今すぐではなくて、今後、老朽化が進んでいく中で、そういった事態に陥るようなことがあると予測されるものは、若干の時間は大丈夫だという部分につきましては、しっかりとした予算を取って、26年度、事業をやるようにしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第5号平成24年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 報告第5号の繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

報告第5号平成24年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、平成25年第1回定例会において補正いたしました、繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計、8款土木費2項道路橋梁費、事業名ロータリー除雪車購入事業、金額4,099万1,000円。これは、国の社会資本整備総合交付金の対象事業であり、事業の完了を平成25年12月に予定していることから、事業費全額を繰り越したものであります。

以上で、報告第5号繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第5号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 報告第6号株式会社歌志内振興公社第30期事業報告及び第31期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第6号株式会社歌志内振興公社第30期事業報告及び第31期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第30期事業報告及び第31期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第30期事業報告概況であります。

(1) 高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の観光拠点である施設を譲り受け、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとして施設利用者の集客増加を目指し、運営に取り組んでまいりました。

また、市からの温泉施設利用促進事業及び施設整備事業などの支援を受けるとともに、中村共同浴場廃止に伴う入浴料助成事業の継続など、健全経営に向け努力したところでありますが、社会的情勢が安定しないことや施設老朽化による脱衣室の結露、配管の亀裂などの発生により、利用者の皆様には長期間にわたり御迷惑をおかけしたところであります。

さらに、燃料費の高どまりが長く続いたことから運営に大きく影響し、一部健闘した部門もありますが、当初の計画を下回る結果となりました。そのため、兼務体制の見直し、経費節減、人員不補充等の各種合理化の実施及び入浴回数券の発行、宴会・レストランメニューの見直しなどによる自助努力を行ってまいりましたが、安定経営には至らなかったところであります。

次に、利用状況でございますが、入館者が11万712人で、前年比3,653人の減、宿泊者は5,064人、前年比621人の増となっております。

次に、(2) 社員等に関する事項でございますが、平成25年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員4人、臨時社員14人の計18人でございます。

次の(3) 事業収支に関する事項につきましては、後ほど、御説明いたします。

2ページに参りまして、(4) の庶務事項につきましては、定時株主総会及び臨時株主総会を各1回、取締役会5回を開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところであります。

次に、3ページに参ります。

第30期（平成24年度）株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は878万8,703円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億4,688万3,941円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,014万5,106円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億3,673万8,835円で、純資産合計も同額でございます。

負債、純資産合計は、2億4,688万3,941円となります。

次に、4ページに参ります。

第30期（平成24年度）株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は1億355万9,484円で、売上原価は、売店等の商品繰越であります期首棚卸



高51万6,354円と食材等の仕入高1,917万2,642円の合計1,968万8,996円となり、棚卸資産であります期首、期末棚卸高の83万3,753円を差し引いた1,885万5,243円となったことから、売上総利益金額は8,470万4,241円となり、販売費及び一般管理費の1億1,839万9,824円を差し引いた3,369万5,583円が営業損失となり、これに営業外収益である受取利息815円と市からの各種補助金及び雑収入3,256万6,756円を加えた結果、112万8,012円が計上損失となったところであります。これに法人税等充当額32万2,000円を加え、145万12円が当期純損失となりました。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期29期及び今期30期を対比しました決算内容につきまして、税込額の資料を加えて報告させていただきますので、お目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円で変動がなかったことから、当期末残高も同額となります。

資本剰余金につきましても変動がありませんので、2億5,000万円が当期末残高となります。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス5,381万1,153円に当期純損失の145万12円を加えた当期末残高は、マイナス5,526万1,165円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、全期末残高2億3,818万8,847円、当期変動額合計145万12円で、当期末残高は2億3,673万8,835円となりました。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、31期の事業計画につきまして、御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第31期（平成25年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

1、基本方針は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした各種健康増進事業を積極的に展開するとともに、市内観光施設である道の駅、スキー場、郷土館等との連携を図りながら、施設の安定化に努め、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与してまいります。

なお、今期は浴室を中心とした大規模な改修工事を実施することから、リニューアル後の利用者増を図るため、各種イベント事業の展開、接客の充実、向上に努め、新規客、リピーターの確保に努めてまいります。

さらに、改修工事に伴い設備が大きく変わることから、特に浴室関連機器の状況を注視し、光熱水費を初めとする施設管理費の節減に取り組みます。

2、部門別事業計画の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業につきましては、浴室内の維持管理及び清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図ります。

また、送迎バス、貸しタオルレンタル事業等の継続実施及びリニューアル記念事業により、集客の確保に努めてまいります。

さらには、施設改修後の入浴者等の声を注視し、引き続き施設の整備に努めます。

（2）宿泊事業につきましては、地場産品・道産食材を多く使った季節感のある安全・安心な料理の提供に努めてまいります。また、宿泊食の改善に努めるとともに、廉価な価格設定により団体、ビジネス客等の確保に努めます。

（3）レストラン・宴会事業につきましても、宿泊食と同様に地場産品・道産食材をメイン

とした新たなメニューの提供により集客を図ってまいります。また、地場産品普及啓発事業（家庭で楽しむ空知の食材）参加者からのアンケート調査等をもとに、料理の質の向上を目指すとともに、利用者から喜ばれる料理の提供に努めてまいります。

（４）多目的アリーナ事業につきましては、特に冬期間の管理経費が大きく運営に影響を及ぼしているため、休止いたします。

（５）リニューアル記念事業であります。新たなスタートを記念して、各種イベント事業等を展開してまいります。

３、収支計画でございますが、次ページにありますように、事業収益は、営業収益１億１，２２３万５，０００円、営業外収益１億７，１０２万２，０００円の合計２億８，３２５万７，０００円で、事業費用の営業費用は２億８，２７１万円を予定予算とし、３ページにその予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込であらわしましたので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入りますが、私のほうからお願いがございます。

これより、報告第６号について、ただいま説明がありました。第三セクターに係る質疑におきましては、市の出資、債務保証等の適否や長の監督権の行使の状況等についての質疑に限定をし、公社の経営内容にまで入り込んだ質疑はされないよう、事前に申し上げておきます。

また、市の理事者としても、市長の調査権の範囲内で報告しておりますので、その範囲内の答弁で、できる範囲での答弁ということでお願いいたします。

質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○５番（原田稔朗君） 今、議長からいろいろございましたけれども、既に議案をいただいて、私は私なりに検討をいたしましたので、ちょっと今の議長のあれに、あれする場合がございますので、その辺をお許し願いたいと思います。

まず、１ページについて、お伺いをいたします。

事業概況の（１）の中で、後段のほうでございますけれども、①といたしまして、燃料費の高どまりが長く続いたことから運営に大きく影響しとありますけれども、当初の予算では、２，９１４万７，０００円を計上して、決算では、２，７６０万円で、逆に１，５４万７，０００円が不要額で出ております。

この数字からいきますと、運営に大きな影響とはならないと思いますけれども、この文言はどのような意味なのかをお伺いしたいと思います。

②その下に、兼務体制の見直しとはどのような見直しをしたのかを伺いたいと思います。

③利用状況の中で、入館者、宿泊者はありますけれども、ここにアリーナの利用状況が掲載しておりませんが、この辺はいかがお考えでしょうか。

次に、２ページに移ります。

④といたしまして、平成２３年第２回定例会で、私の質疑に対し、前市長の答弁では、チロルの営業については大変厳しく、危機感を持って対応をしなければならない。これから、１ヵ月あるいは２ヵ月に１回は取締役会を開催し、できるだけ細かな期間で営業状況、さらには資金計画等を取締役会の中で協議をし、営業状況を常に把握しながら経営について協議をしていく。また、組織体制についても曖昧な部分があるので、この組織体制についてもきちんと対応をして云々と、そういった意味から、危機感を持った中で協議、検討を数多くしながら進めてまいりますという答弁がございました。

そこで、お伺いをいたします。

⑤といたしまして、第3期の営業報告では取締役会を5回やっております。回数としては、先ほどの答弁にもありますけれども、まだまだ足りないと思いますけれども、いかがでしょうか。

⑥先ほど申し上げました答弁の中の営業状況、資金計画と経営についての協議、検討は、いつの取締役会で話し合われたのか。また、その内容の骨子を伺いたいと思います。

⑦8月17日の取締役会の第1号議案で、地区別市政懇談会運営指導についてとありますけれども、会社と市政懇談会とどのような関連があるのか、伺いたいと思います。市の直営と勘違いしているのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

⑧同じく、8月17日第3号議案改修計画及び8月21日第2号議案の改修計画の議案の内容は、どのようなことを検討したのか、その骨子を伺いたいと思います。

また、その議案に対し、取締役が何人いるかわかりませんが、取締役から主たる発言、意見はどのようなものがあつたのか、それぞれの協議、検討時間は何時間ぐらい行ったのかを伺いたいと思います。

⑨、伊といたしまして、1月25日の取締役会の第1号議案の改修計画の検討内容を伺いたいと思います。また、取締役の主な意見、発言はどんなものがあつたのかを伺いたいと思います。

ここで、25年度の事業を決定したのか伺いたいと思います。この予算は1億5,191万1,000円でございます。

ロ、それと、産炭地振興センターに新産業創造等事業助成金の申請は、当然、1月25日の取締役会で決定したものを申請したのだと思いますけれども、いつ申請をして、いつ許可になったのかを、伺いたいと思います。

⑩普通、工事等の工事代金は、設計をしてから総体の事業費が決定するはずでございますけれども、この改修工事については、総体の予算ありきで、建設工事費7,475万円、設備工事費5,300万7,000円、電気工事費1,743万4,000円、調査設計費600万円となっておりますけれども、このような積算は、誰がどのような根拠で積算したのかを伺いたいと思います。私は、これは逆でないかという感じがしております。

⑪また、設計は、4月5日及び本体工事は、これはうわさでございまして、二、三日前に発注をしたようでありまして、この設計、工事等については、公社が会社に発注する形となりますので、指名業者はどのように選定したのか。少なくとも、このような大きな工事については、取締役会等に諮って、決定すべきだと思いますけれども、その経過を伺いたいと思います。

ロ、設計業者は、株式会社アキバ設計に落札したようでございますけれども、指名業者は何社で、当日、何社が参加したのか。それから、本体工事についても、同じことをお伺いしたいと思います。

12番目、昨年第2回定例会で、泉谷市長の答弁では、チロルの湯の経営も大変厳しい経営を余儀なくされているので、近日中に、チロルの湯の全体の抜本的改革を検討し、市民への情報提供と市民の意見を聞きたいとの答弁がございました。

今回の改築事業が抜本的改革と捉えていいのか。また、このたびの改築に、このような膨大な工事を要した理由を伺いたいと思います。

3ページに移ります。

13番、第30期（平成24年度）で、累積欠損金が5,526万1,165円となります。

以後の営業を考えると、毎年、赤字決算になることが想定されますけれども、毎年、補助金で処理しようとしているのか。この補助金については、後ほどまた質疑をいたしますけれども、最終的に赤字が解消できなかった場合、責任は誰がどのような形でとるのか。余りにも危機的意識がなさ過ぎるのではないかと思います。

この件については、私、前にも質疑をいたしましたけれども、確固たる答弁がございませんでしたので、再度お伺いをいたします。

⑭第31期の事業計画で伺いたいと思います。

2の(4)多目的アリーナ事業で休止するとありますけれども、イといたしまして、年間、アリーナだけで維持管理費はどのくらいかかるのかを伺いたいと思います。

ロ、第30期平成24年で、利用人員が9,280人、利用料が353万9,500円ありましたが、種目別、市内外の利用内訳を伺いたいと思います。

私も、これは教育委員会の関係でございますけれども、市民体育館を調査いたしましたけれども、市民体育館は、年間6,049人の利用者でございます。これらと比較して、アリーナは非常に喜んで使っていただいていると思います。

次に、ハ、年間9,280人も利用しているとすれば、こういうときこそ市民の意見を聞くべきではないのか。また、取締役委員会の意見は、どんなような意見があったのかを、お伺いしたいと思います。

ニ、歳出、水道光熱費で、前年の予算より285万円増となっておりますけれども、1億5,000万円もかけて改修をして、管理運営費が膨大にふえるということは、普通考えられないので、この件も検討する余地があるのではないかと思います。

答弁をお願いいたします。

ホ、方法としては、休止までいかに、市として毎年、2,000万円から3,000万円の補助金を出している実態を考えますと、例えば、市が会社から家賃をはらって、市がアリーナを借りて、市が運営するという方法もあると思います。また、照明機器をLED化することも考えられますが、これらの検討も余地があるのかと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

3ページの予算について、お伺いをいたします。

⑮予算については、昨年も、私、指摘をしたところでありますけれども、普通は前年度の決算を勘案して、当年度の歳入、歳出額を計上するものであります。私が指摘したにもかかわらず、30期の決算を見ると、歳入で当初予算と比較しますと、約1,454万1,000円を歳入不足となっております。これが、赤字となったのではないのでしょうか。

当たり前だと思いますけれども、それにもかかわらず、31期の予算を見ると、入館料、宿泊料とも、決算額より相当多く見込んでおりますけれども、本当に問題がないのでしょうか。この予算でいくと、また、相当の赤字が予想されますけれども、いかがなものでしょうか。

ロ、歳入の料理の予定額で、3,463万で、決算より169万3,000円少なく計上しておりますが、ここは、どうなのかを伺いたいと思います。

ハ、歳出の修繕費で、1億5,419万円を計上しております。このうち、1億5,119万1,000円は、館内修繕費でございますけれども、そのほか、300万円ほど計上しておりますけれども、どのような修繕等があるのかを伺いたいと思います。

ニ、歳入の料理で、約170万円落ちておりますけれども、歳出の食堂賄材料費が約85万円ほどふえているのは、どんな関係なのかを、伺いたいと思います。

ホ、歳出の委託料とは、何をどこに委託しているのか、その内容を示していただきたいと思

います。

へ、平成25年度は、館内改修工事のため、約2ヵ月間くらい休業しなければならないと思います。節によっては、12ヵ月予算ではなく、10ヵ月予算を計上して、収支を図らなければならないと思いますが、そのような組み立ての予算計上となっているのか、ここに伺いたいと思います。

約2ヵ月間休業することによって、運転資金等に支障が生じないのかを伺いたいと思います。

⑩平成21年6月23日付の総務省の通達で、第三セクターとの抜本的改革等に関する指針の中の公的支援の考え方でございますけれども、ちょっと、それを読み上げたいと思います。

ちょっと済みません、余り資料がいっぱいあるものですから。

第三セクターとの抜本的改革等に関する指針。

表記について、本日、地方公共団体宛て通知いたしました。これは、総務省の自治財政局公営企業課でございます。

公的支援の考え方。

①といたしまして、第三セクター等は、独立した事業主体であり、その経営は、当該法人の自助、努力によって行われるべきであることから、原則として、公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上、当該法人の経営に伴う収入を持って充てることが適当でない経費、及び当該法人の事業の性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみを持って充てることが、客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる、ここが大事なのです、単なる赤字補填を目的とした公的支援は行うべきではない。

また、公的支援を行う場合は、あらかじめ、地方公共団体と法人の間で、その考え方を取り決めておくことが適当であると。こういうことでございますので、当市では、毎年、補助金を出し続けておりますけれども、当市の場合は、今までの経過を見ると、どう考えても、赤字補填を目的とした公的支援と思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

⑰上記の通達に関連して、昭和24年7月31日付で、総務省自治財政局公営企業課から、第三セクターとの抜本的改革の一層の推進についてということで、通知が来ております。これも、ちょっと読み上げたいと思いますけれども、第三セクター等については、その経営状況が著しく悪化した場合等には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが想定されることから、総務省では、第三セクター等の抜本的改革に関する指針、平成21年6月23日付、総務省自治財政局長通知等により、平成21年度から平成25年度までの5年間で、基本的に全ての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、当該期間中の時限措置である第三セクターと、改革推進、これは、記載のことですけれども、改革推進の活用も念頭に置きつつ、存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ、積極的に取り組むよう、助言をしておりますという通知が来ております。

そこで、市長は、確かに振興公社の社長でありますけれども、自治体の首長として、積極的に抜本的改革を考えるべきではないかということで、これについても市長の見解を伺いたいと思います。

長々申しますけれども、これで、質疑を終わりますので、的確なる答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） ただいまの原田さんの質問中、若干、範囲を超える部分があったように判断をいたしますが、答弁できる範囲での答弁を行ってください。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午後 0 時 56 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前の原田議員の質疑に対する理事者の答弁を行います。

なお、質問の中で、公社の経営内容等、市長として答弁する範囲を超える質問がありました  
が、理事者は調整をして答弁をしてください。

理事者答弁、どうぞ。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 御答弁申し上げます。

私から、御質問のありました中で、4番、5番、7番、8番、9番のイ、12番、13番、  
14番のホ、16番について、私から御答弁申し上げます。また、それ以外の部分について  
は、産業課長、建設課長のほうから御答弁を申し上げたいと存じます。

4番でございます。前市長が、チロルの営業について危機感があると言ったということで、  
月1回から2回の取締役会をしようと言ったそうだが、そうっていないと、組織体制とかはど  
うなっているのかと、こういう御質問でございますが、前市長のこの言質については、私、直  
接聞いておりません。また、月1回から2回の取締役会をしようと、これは公社の問題でござい  
ますので、私からは答弁を控えたいと、このように思います。その中で、組織体制とかはど  
うなっているのかということについては、取締役が1名増員になったと伺っております。

5でございます。取締役会の回数が足りないのでは、これにつきましても答弁は控えたいと  
存じます。ただ、このような御質問があったということについては伝えたいと思います。

7番でございます。8月17日の取締役会、市政懇談会と公社は関係ないので、直営と勘違  
いしているのではという御質問ですが、公社の取締役会でございますので答弁は控えたいと存  
じます。

8番の取締役会についての内容でございますが、これにつきましても答弁は控えたいと存じ  
ます。

9番でございます。取締役会の内容、意見ということでございますが、これも答弁は控えたい  
と存じます。

12番、前市長は抜本改革を考え、市民に公表すると言ったがどうなかったか。また、今回  
の改修工事が抜本改革と捉えてよいか。このような大改修となった経緯は何かということでご  
ざいますが、前市長の部分について見ますと、経営状況については広報によって公表をしてご  
ざいます。改修工事につきましては、引き続き検討をされたというか、相談を受けながら、そ  
れに対して考えを進めていたようでございますが、このたび、私にかわりましてから、この施  
設は20年間、大きな改修は行っておりません。また、計画的な改修も続けていた事実はござ  
いしません。そういう中で、昨年度、主力の浴槽ですとか、あるいは配管からの水漏れ等々が調  
査の結果、判明いたしました。

内容については、一部の修繕で済むような内容ではございません。水道料に大きな負担をか  
けるというか、大量の水が漏れているような状況もございましたので、そういう部分が浴室の  
下を走っていたりなんかしておりまして、基本的に、この際、思い切った工事をしなければ、  
この施設そのものが、今後、修繕費で大きなお金がかかっていくということが見込まれました  
ので、この際、新基金の活用ということも含めて考えるべきではないかという意見の中で、最  
最終的に判断されたものではないか、そのように考えております。

累積赤字をどうするか。毎年赤字があるが、最終責任は誰がとるのかということでございますが、基本的に、この高齢者健康センターチロルの湯というのは、収益を図るという前提で設立された施設ではないと私は理解しております。高齢者の健康づくりということが大きな目的として建設をされたものであると、そのように理解をしているところでございます。

また、炭鉱閉山後の雇用の受け皿としての役割も持っていた。あるいは、現在、中村公衆浴場が解散したということで、行政の一部を、何と申しますか、行政に協力して、保健衛生の分野で努力されていると、こういう部分もあるのかなと思っておりますが、何よりも赤字再建団体転落の危機のときに、歌志内としては旧基金を取り崩さなければ転落をするという現実が目の前にあったことは御承知のとおりだと思います。そのときの受け皿として、この振興公社に施設を買い取っていただくと、これが唯一の手法であったと、私も当時おりましたので、そのように考えておりますし、それが現実だったと思います。そのときに、振興公社が経営する以前、歌志内が直営だったときに、それでは黒字だったのかと、大きな赤字を生み出していたのではないかと、それは皆さん御承知のとおりだと思います。大きいときは8,000万円からの繰り入れをしたという事実もあると思います。

突然、公社に引き受けていただく。そして黒字を出せといっても、非常に厳しい経営環境にあったということは間違いのないと思います。そのために、旧基金を取り崩すために、経営計画というものに非常に我々苦労した経験を持っております。

したがって、何とか、行政の支援をもって、赤字というものを解消していきたいというふうに思いますが、最終的には自力で黒字を出してもらうのが一番いいのですが、そういう体質を持ったチロルの湯だということを、まずひとつ理解しなければならないのかなと、そのように思っております。

ただ、御指摘のように、補助金という部分については、いろいろな問題があるのかなというふうに思います。したがって、やはり事業支援という形で、これは私ども、市民の方々に利用していただくという、そういうワンクッション入れた中で支援していくということが望ましいのかなと、今考えているところでございます。赤字が少しでも少なくなっていくように、行政も協力していかなければならないと考えております。

最終責任は誰がとるのかということでございますが、基本的には経営者である振興公社の社長が責任をとらざるを得ないだろう。しかし、そういう物の考え方でいいのかという疑問は、行政側にもあるということは御理解いただきたいと存じます。

それから、14番のホでございます。アリーナを休止しないで、市がアリーナを運営する方法もあるのではないかと。LEDにかえるなどの工夫も必要ではないかと。全く同じ意見でございます。

実は、9月の定例会で御質問がございまして、私も議員と全く同じ答弁をしております。アリーナが赤字の大きな原因の一つであるということは皆さん御承知のとおりであります。これも経営を公社に委ねた段階から、大きな負担を最初から持ちながら、経営に入っているということがあります。

9月の議会では、公社としては、このアリーナは休止したいという考え方を私は申し上げたことがございます。ただ、利用されている方が相当多数おいでになるということもございまして、市民の方、各団体の方、これは市長として皆さんから意見をお聞きするというので、私、既にそういう意味で意見を聞いて歩いております。

そういう中で、市民の皆さん、そして議会の議員の皆さんが、これは市民にとって必要な施設なのだとということになれば、これは行政として政治的な判断をしたいと、3月の議会でも申

し上げておりますが、議員おっしゃるとおり、そこに市民が望むものであれば、そして効果があるものであれば、私は税金を投入する、借り上げるということも一つの手法ではないか。それがまた、公社の経営に資するものであれば望ましいかなと、そのような意見を持っておりますので、全く議員のおっしゃることと、私はほとんど同じではないかと、そのように考えます。

LEDにかえるということも、これも公社の予算の中で計画的に進めていかなければならないと思います。これによって電気料が相当軽減されるというデータもありますので、そういう努力をしてみたいと考えます。ただ、これについても、公社の予算になりますので、市のほうからいろいろな部分でアドバイスをしていかなければならないかなと、このように思っております。

16番ですね、国からは単なる赤字補填は行うべきではないと通知されているが、市長の見解はいかがかと。全く同じでございます。私は、以前に副市長でございましたときに、真水での支援はするべきではないということを何度も申し上げたつもりでございます。

じゃ、どうするのかと。市としては、やはり市民の方に利用していただくというサービスの提供をワンクッションとして入れて、そして、市民の皆さんが利用した健康づくりその他を含めて、利用したその経費を行政が事業として支援していくということが一番皆さんに説明できることではないかと。真水を入れることによって、市民に何かプラスになることがあるかといったら、何もないわけですね。そここのところは、今後、私ども市として内部で議論しながら、いろいろなセクションと話し合いながら、新たな政策を打っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、御質問の1番、2番、3番、それから9番のロ、それから14番のイ、ロ、それからハにつきましては、市長のほうでホの中で御答弁しておりますので。

再度申し上げます。質問の①、②、③、それから⑨のロ、それから⑭のイ、ロ、ニ、それから15番のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、それからへの①と②に御質問にあるかと思いますが、御答弁申し上げたいというふうに思います。

燃料費の高どまりの影響という関係、不要額等の関係から理由がおかしいということでございますけれども、事業概要の表現では、第30期においては冬期間だけではなくて、年間を通して燃料単価が高かったことから、長期に続く原油高に触れたものであり、温浴施設への運営の部分での影響をあらわしたものと伺っております。

それから、154万円につきましては、前年度との決算額との比較の部分の減でありまして、これは30期における使用料の減の差異だというふうに伺っております。

兼務体制の部分でございますけれども、年度途中で退職者があったことから、不補充及び体制の見直しをしたということであり、前年同期との比較では、人員的には1名の減というふうになっております。その関係で、各セクションにおいて、複数のセクションで補ったというような形で伺っております。

アリーナの状況でございますけれども、第30期での利用人員は9,280人、1日の平均にしますと約35.4人になります。おおむね市内2割、市外8割の利用状況と伺っております。また、主な市内利用団体では、グランドゴルフ、テニス、少年野球というふうに聞いております。



⑨のロの産炭地振興センターへの今回のチロルの湯改修事業の申請についてでございます。4月1日付の申請であり、センターに送付をし、4月22日審査会、その後、5月に理事会総会等を行い決定をしております。決定通知につきましては、現在、事務手続中であり、間もなく道のほうから送付されるものというふうに思っております。

それから、14のイでございます。アリーナの年間管理経費の部分でございます。今回の改修事業に伴いまして、熱源の部分が大きく変わる部分もございまして、改めて業者のほうで積算をしていただきました。おおむね、電気料といたしましては、約150万円から180万円ぐらい。燃料費といたしましては、30期の平均単価を活用していくと、約月2万リッター前後、それを冬期間5カ月と見た場合については約800万円ぐらいの燃料費になるかなというふうな積算が出ております。

また、人工芝の維持管理費、それから屋根等、それから人件費等が、これらの管理経費には含まれてくるかなというふうに思いますが、おおむね大きな電気、燃料費の部分の積算については、そのような形というふうに伺っております。

アリーナの利用内訳でございますけれども、先ほどの大きな③の部分と同じ形でございますが、市外からの利用の部分も含めまして、利用実態といたしましては、約7割が野球の関係でございます。少年野球から社会野球まで。それから、引き続き、利用の多いものとしたしましては、グラウンドゴルフ、テニスという形になりまして、おおむね約7割から8割は野球関係でございます。

それから、15のイの部分でございます。

25年度予算の関係で、前年度予算を勘案し、計上すべきという形の部分でございます。これにつきましては、前年度実績を勘案しながら、また、今回につきましては、8月の事業改修後の部分の中での状況を加味して積算をしたというふうに伺っております。

ロの料理の部分でございますけれども、この部分等につきましても、同様な形で積算をしているということで伺っております。

修繕費の改修費の部分でございます。改修費用のほかの300万円の修繕費の内容はということでございますけれども、これらにつきましては、施設で持っておりますバスの修繕、それから定期的な形での補修的な修繕、それらについてを加味した形での内容というふうにお伺いしております。

料理に関する費用としての賄いとの関連、当然、関連は、レストラン、宴会、宿泊食等との関連で賄いがありますけれども、この辺については、詳細の部分は不明でございますので、申しわけございませんが失礼させていただきます。

委託料の関係につきましては、有限会社ティ・エスフードシステムと業務管理委託契約を結んでいる費用でございます。

それから、15のへの一つ目でございます。25年度予算、31期の予算でございますけれども、2カ月間休館となるが10カ月ぐらいの予算で組んでいるのかということでございます。当然、10カ月で組む科目もございまして、年間を通しての予算の部分もございまして、それらは休館の部分を含めた中で予算を組まれているというふうに伺っております。

15のへの2の部分、運転資金に支障はないのか、状況によっては支障が出ることもあり得るというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、10番と11番のイ、ロについてお答え申しあげま

す。

まず、10番でございますが、改修について工事代金は設計をしてから決定するのではないかと、設計をする前に当初予算で計上するのは逆ではないかという部分についてでございますが、基本的には設計後に設計に基づき工事費を算出して、工事費を予算化するのが一般的でございます。

今回につきましては、改修内容や修繕内容について、十分、建設課と産業課で協議を重ねながら、現地に何度も足を運び、十分調査をして、積算の上、当初予算として措置したところでございます。

次、11番でございますが、設計は4月、工事は6月に発注、公社が発注するのか、指名業者はどのように決めたのか。ロのほうでは、指名業者は、設計、本体工事それぞれ何社かということでございますが、一括してお答えいたします。

今回の設計委託を含め、工事等の発注業務については、文書で公社から市に業務の依頼がございました。このことから、指名基準は市の基準に準じまして、一定金額以上は共同企業体といたしまして、また、基準以下は単体の指名といたしまして、指名委員会に諮って進めたところでございます。

なお、設計は3社でございまして、建設、建築主体工事、機械設備工事は3企業体、電気設備は単体3社として発注したところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 大変申しわけございません。

⑭の二につきまして、答弁が漏れておりましたので、御答弁させていただきます。

設備がふえるのに水道光熱費がふえるのはおかしいのではないかという御質問でございました。

今回の改修工事に伴いまして、施設設備が大きく変わります。それは、A重油で使っておりました暖房設備の部分を、言うなれば客室、居室等の関係がエアコンにかわる、電気にかわるということから、電気料のほうかふえまして重油が減ることになっております。そのようなことから、水道光熱費と燃料費の全体として管理経費と見ていただければというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 申しわけありません、2点答弁が漏れていたと思います。

6番目の経営についての関係でございますが、いつの取締役会で決定したのかということで、資金計画、経営計画のことでございますが、これにつきましても答弁は控えさせていただきますと存じます。

最後の17番でございます。経営悪化に対し、市長として抜本的改革に取り組むべきではないかと。これは、やはり市のほうでも非常に心配しているところでございます。先ほども申し上げましたが、アリーナを含めいろいろな市のほうの支援策を考えていかなければならないと思います。住民サービスを含めた新たな事業展開も含めて、行政として今後検討をしてみたいと、このように考えております。

できましたら、やはり黒字になるのが一番望ましいことではございますけれども、限りなくゼロに近づくように我々も指導し、協力していかなければならないと思っておりますので、今後とも努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田さん、答弁漏れないですか。今、一通り終わったのですが、答弁漏れはないですか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、冒頭、さっきも議長からもお話ありましたけれども、私は、この第6号ですか、報告に対しての、この議案に対しての質疑でございますので、この議案の中身を見ますと、それぞれ営業の部分だとか何とかと言いますけれども、当然、報告の中身について質疑をしたつもりなのです。ですから、その辺をきちんと答えていただかなければならないと思います。これは、議案に対しての質疑ですから、この議案の中に中身が濃いのがいっぱいありますので、それに対しての質疑ですから、この報告の質疑が許されるのであれば、そういう観点から質疑をしたわけでございます。

それで、順次、市長の答弁を聞きますと、答弁できないとかというのがございます。私は、やはりこういう事業については、首長がかかわろうと何であろうと継続だと思っているのですよ。それから、特に市長は、泉谷市政を継承しますよということでやってきているはずなのですよ。それで、私がないときにどうのこうのという答弁がございましたけれども、当然やはり、そのいない期間は、首長に当選したわけですから、当然、議会の動きというのは会議録等に載っているわけですから、やはりその辺をきちんと見ているのだろうと思いますけれども、答弁できないできないではなくて、答弁を求めたいと思います。

それで、いろいろあるのですけれども、それから、兼務体制の見直しの件ですけれども、これ、従業員が一人減ったから、そこでやったのだという答弁でございます。これね、何十年も前のことなのですよ。ということは、古い話になりますけれども、私どもが忠類村に行って視察をしたときに、そのときに私、議会でも質問をしているのですよ。そのときに、たしか、金井課長だったと思いますけれども、結局、忠類村のことを言いますと、食堂にいた方が宿泊のほうにすぐ行って宿泊の準備を。だから、あんたは厨房の関係だよと、あんたは受付の関係だよということでなくて、少ない人員ですので、やはりみんながオールマイティーになってチロルを運営していかなければならないというふうに、私は考えているのですよ。

それで、そのときも、忠類村に行って視察をしたときに一般質問をして、そうしたら金井課長だと思いましたが、金井課長が、以後、そういうことで考えるというようなことでございます。だから、それぞれ専門の部署に人を雇うとすれば、相当、職員というのか、公社の社員が要ると思うのですよ。ですけれども、やはりその辺を上手に、みんながオールマイティーになって仕事をすることに変えていかないと、いつまでたってもだめだと私は思います。

それから、これ、一つも答弁がないのですけれども、ここの2ページに取締役会とか定時株主取締役会がある。そして、私は回数が少ないのではないかと書いていますけれども、それから、議題の内容ですか、取締役会でどのようなことを話されたのか、これを聞きたいのですよ。というのは、私、取締役何人いるかは知りません。知らないのだけれども、やはり市の課長さん連中が、私は取締役になっているのだと思うのですよ。全部が全部でない、ここにいる人、大分なっているのではないかという気がするのですよ。

そうした場合に、やはり市役所の課長さん連中というのは、頭脳集団だと、私はそういうふうに、常にそう思っているのですよ。そうしますと、こういうことを、今、それだけでなく1億5,000何ぼをかけてやるのであれば、取締役会で諮って、取締役会でこうこうこういう意見がありましたとか、そういうことを聞きたいのですよ、私は。何人いるか知らないけれども、みんな取締役会に出て、出たのか出ないのか、ここに書いてあるから出たのだと思うので

すけれども、そこで取締役会の、これは補助金を出しているという関係もありますけれども、税金で全部やっているわけですよ。そうしますと、先ほども言ったように、市の頭脳集団がいるわけですよ。そこで何も意見がなかった、ああ、それでいいよということになったのか、その辺を私は聞きたいのですよ。きちんと答弁をしてください。

それから、そのことは一切触れられておりません。8番だってそうですよ。8月17日、8月21日、改修計画の議案の内容がどのように検討されたのか、その骨子を教えてくださいと言っているのだけれども、それを検討したと。二日で検討したの、何時間の会議をやったのだと、こういうことも聞きたいのですよ。それで答弁できないとか何とかって、そういうことにはならないと思うのですよ。

それから次、9番のイでもそうですよ。検討内容を伺いたいと、このようにはっきり私は言っています。

それから、10番の柴田課長が答弁をいたしましたけれども、この件については建設課と産業振興が打ち合わせをしてやったと、堂々とそんなことを恥ずかしくもなく答弁できますね。私は、何のために取締役会があるのか、取締役会で決めて、そして工事をやるとか何とかになるのではないのですか。市の流れでやるのはいいですよ、いいですけども、その前段として、何事も大きいことに、細かいことはいいですよ、大きいことについては、何のために取締役がいるの、私はそう思うのですよ。その辺を聞いているのですよ。聞いていても答弁できないというのであれば、どういうふうに聞けばいいのですか。

なぜ、私がこれ、しつこく聞くかということ、私の耳に入ってくるのは、市民、全部とは言いませんよ、市民のほとんどがチロルのことについて聞いてくるわけですよ。そして、議員、何をやっているのと。あんたたち、あそこは会社でしょうと。会社に対して市の補助金をどんどん入れて、議員さん何をやっているのと。こういう苦情が非常に来るのですよ。ですから、私はこの件について、それで一般質問できないとか何とかと言いますから、私はそう考えていませんけれども、そういうことを踏まえて、市民の意見を聞きながらこういう質問をしているのですよ。ですから、この際、きちんと答弁をしていただかないと、私、皆さん、議員さんどう思っているか知りませんが、私は議員として、市民に説明ができないのですよ。ですから、私はそういうことを聞くのです。こういうことを言いたくなかったですけども、そういうことでございます。

それで、先ほども言いましたように、発注の件でもそうです。市の指名委員会、私に言わせれば、何言っているのと言いたいのですよ。市と会社と違うでしょうと。だから、会社は会社で、先ほども質問の中で言いましたように、公社が会社に工事を発注するわけですよ。そうしますと、会社の中で、例えば工事が発注して落札すれば契約をどうするかとか、あるいは、その前に言いましたように、指名業者をどういうふうにして選定するのとか、こういうことを会社として協議しないで、先ほども言いましたように、建設課と産業振興課と相談してやったと、そんなばかな話ないのではないですか。

指名委員会も、市のそのままやったような答弁ありましたけれども、会社と市と全然違うのですよ。そういう観点で仕事をされたら迷惑なのですよ。会社と市と違うわけですから、その辺きちんと押さえてください。

それから、冒頭申しましたように、市長もそういうことで、私は継承しているというふうを考えております。それから、アリーナの件でございましてけれども、これも答弁なかったのですけれども、こういうものこそ市民の意見を、市長は団体の意見を聞いているとか何とかと言いますけれども、こういうものこそ、地区懇なりそこで、会社としてはこう考えているのですけ

れどもどうですかと、こういう順番にいくのではないですか。前の市長も、そういうことで市民の意見を聞きながら、抜本改革については検討しなければならないと言っているわけですから、こういう大きいものこそ市民の声を聞くべきだと私は考えます。

それと、アリーナの電気代が150万円から180万円、燃料が800万円、これは毎年のことですから、当然、アリーナはアリーナで電気のメーターがあつて、燃料は燃料で、アリーナ専門の燃料を入れるところがあつて、その結果、150万円から180万円、それから燃料が800万円という答弁なのか、その辺もお伺いをいたします。

それと、この休止については、私は、すべきでないという考え方で質問をしています。それで、利用人員が9,280名、それで、先ほど私、質問のときに、教育委員会の関係で体育館のことも言いました。体育館は6,049名、種目によっては、これ違います、わかります。だけれども、アリーナについてはお金を払ってまで使うと。体育館はただだよと。そうしたら、アリーナをお金まで払って使うとって九千何人もいるとすれば、やはり、アリーナはそれだけ愛されているということになるわけですよ。それを簡単に休止するということになるわけですか。私は、それは反対でございます。

それから、補助金の関係ですけれども、市長の答弁では、真水がどうのこうのと言っていましたけれども、恐らく、私は先ほども申しましたように、赤字補填の補助金だと思っているのですよ。思っているということは、23年も24年も、3月の議会に補正を出しているわけですよ。そうしますと、チロルを1年間営業しましたよと。だけれども、3月になって、大体、収支わかるわけですから、2,000万円赤字だと、それじゃあ、これ、市からもらわなければならないと。でなければ、3月に何も補正することないのですよ。補助金とすれば、もっと早い時期に事業計画を立てて、こうこうこういう事業をやりますよと。それで、会社としては何ぼ用意できますと、足りないから市で補助をしていただきたいと、これが正規の補助金でないですか。

市としては、各団体に相当の補助金を出しています。みんなそういう取り扱いをしているわけですよ。なぜチロルだけがそういうふうになるのか。その辺をはっきり答弁をしていただきたいと思います。

それと、予算の関係ですけれども、これも答弁ありました。それから、チロルの電気料も、先ほど言いましたけれども、ここの事業計画の、電気料のことでちょっと戻りますけれども、事業計画の31期です、31期の事業計画の中の基本方針の1番目の後段に、改修工事に伴う云々と書いてあります。それで、光熱水費を初めとする施設管理費の節減に取り組みますと、事業計画にはっきり書いてあります。ですから、私はそういうふうに、ここに書いてあるものだから、改修しても、なぜこんなに光熱水費がかかるのだという質問なのですよ。そうしたら、事業計画と予算と全然相反していると、私はそう思うのです。その辺も、きちんと答弁をしていただきたいと思います。

それから、あと、予算のこともいろいろありましたけれども、これについてはいいですけれども。

それから、委託の関係です。委託の関係については、管理業務を委託しているということでございますけれども、これについては、その内容を細かく御答弁をお願いします。それと、何人を使うことによって委託契約をやっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、いろいろありますけれども、とりあえず、再質問をさせていただきます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 私からお答え申しあげますが、そのほかの部分については、それぞれ担当課長のほうから御答弁申し上げたいと存じます。

最初に、取締役会の回数、内容云々ということでございますが、議員先ほどいみじくも申しましたけれども、民間の会社でございます。現在、私は市長という立場で、この答弁をする立場にあります。したがって、その内容について、私のほうから申し上げるといことは控えたいと存じます。

その次でございます。発注の関係でございます。これについては、公社のほうで、内容についてはいろいろ議論することになりますけれども、業者の選定、あるいは発注までは、今までも行政が協力をしていたという事実がございます。そういう関係で、市のほうが公社からの要請を受けて対応をしたということでございますが、契約その他については、当然、公社のほうで行うものだと、そのように理解しております。

アリーナの件でございます。市民の意見を聞くべきだと、会社として云々ということがございますが、当然、市民の意見は、市として聞かなければなりません。しかし、過去ずっと公社の赤字というものが大きな論議のテーマになっていたわけでございます。したがって、公社の経営そのものを民間として考えた場合に、大きな赤字の要素というものを取り除くということが経営に最も大切なことではないかと私は思います。このアリーナだけの赤字を累積しますと、そこそこやはり大きな金額になってまいります。金額的には、恐らく50万、100万円という、そういう単位ではないと思います。当然、経営ということから考えて判断されたのではないかと、そのように思いますが、議員御指摘のとおり、非常に市民に親しまれ利用されている施設でございます。そういう部分で、市として、やはり市民の皆さんが御支持くださる、あるいは必要だと、そのように意見をいただける、そういう裏づけがあるのであれば、私は、市のほうが、全て収益を対象として云々という、そういう行政でないわけですから、市のほうが、議員おっしゃるように借り上げて、そして、市民に開放していくと、こういう手法もあるのかなと。まさに、御指摘のとおりだと考えております。したがって、今、休館しておりますが、この間もいろいろな団体、あるいは個人の皆さんからも御意見を聞きながら、最終的に行政が判断し、議会の御判断を求めてまいりたいと、そのように考えております。

議員おっしゃるように、補助金として公社に最終的には補填しているのではないかと。私も性格的には、誰が見てもそのように見られるだろうなというふうに思います。したがって、先ほど申しましたけれども、いろいろな事業を考えながら、そこに至らないように行政のほうも支援してまいりたいと考えております。先ほどのアリーナなどは、その一つの例として取り上げられるのではないかと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、兼務体制につきましての御質問がございました。

先ほど申し上げたかったのは、最終的には1名の減員、前期に比較いたしまして1名の減員という形になっています。議員のおっしゃるとおり、現在のところの公社の従業員の体制といたしましては、ほとんどが、一つなり二つなりの複数の兼務体制で対応しております。

先ほど申し上げたかったのは、その1名の不補充分も、さらにふやした形の中で、オールマ

イティーとして、兼務体制の中で1名減員を図っていった人件費の抑制に努めたと、こういうことでございますので、決して現在の形の中でいって、単独セクションというのがほとんどあり得ない状況の中で対応をしているというふうに伺っております。

それから、アリーナの関係でございますけれども、アリーナに単独での電気、それから燃料費の関係でのメーターはございません。そのため、先ほど申し上げたのも、おおむねという形の中で、これまでの全体としてのかかっている経費の状況、今回の設備改修にあわせて業者から聞いている部分を含め、経費の部分につきまして御答弁申したところでございますので、その旨、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、光熱水費の部分での、ふえている部分についてということでございます。これも、先ほどの部分と若干重なりますけれども、今回の設備改修に伴いまして、A重油を使用していた暖房施設の部分を減らしまして、電気のほうにシフトをしたという形での設備改修になっております。そのため、電気料の部分が増え、それから燃料費のA重油の部分が減るという形に、今回の改修にはなるという形でございます。

その使用料等につきましては、正直、運営の状況を見ていかなければ、正確にはわからない部分があるというふうに業者からも聞いておりますけれども、改修に伴う現行の設備状況から勘案して、それらの光熱水費、あるいは燃料費のほうを積算したというふうに伺っております。

それから、委託業務の関係でございますけれども、現在、ティ・エスフードシステムの部分につきましては、支配人の部分の1名をお願いをしているところでございます。それと、オブザーバーとして、会社関係の責任の方が、オブザーバーとして含まれているという形での管理業務ということで、人数的にいけば2名というふうに見られるかもしれませんが、そのような体制でございます。

業務の内容でございますけれども、施設従業員のシフト等の関係、それから安全衛生、イベント企画、販売、それからレストラン、施設全般にかかわるそれらについての業務、それらの部分と、それから公社、市役所との調整と、それらについての窓口というような形の中で業務委託しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 市のほうで、設計、発注等を行ったことにつきましては、先ほど市長のほうから答弁があったとおりでございます。設計内容について、取締役会で、いわゆる取締役の中で、そのような説明をしているのだろうかということでございますが、2度ほど行っておりまして、2回目につきましては、ある程度詳細な、このようになるということの説明をいたしまして発注にこぎつけたところでございますので、御報告いたします。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） これは、最初に市長にお伺いをいたします。

この報告第6号については、市長は市長の立場でと、社長でないよというようなニュアンスで言っています。それで、この6号については歌志内市長で報告をしているのですよね。これは間違いないことですね。それで、私は、その中身を聞いているのですよ。そうしたら、先ほどの取締役会の内容を教えてくれといったら、それは会社のことだから答弁できませんと、これはないでしょう。市長の名前で、こうこう30期はこうやりましたよと、それから31期はこうやりますよと、こういうことで報告をしているわけです。そうすると、当然、市長の職務として、内容を検討して、何がどんな質問があってもすぐ答弁できるような、やはり内容を精査して議会に報告をすると、こういうことにならないのか、その辺をはっきりと聞きたいと思

います。

それと、アリーナについては、メーターもないし、燃料のあれもないよと。ある程度の想定で言っていますよと、こういうことだと思います。そうしますと、想定で言いますと、例えば電気は別にしても、燃料はアリーナの分として何リッターぐらいを予想して、この800万円という数字をはじいたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、予算のほうでございませけれども、先ほども答弁がございましたけれども31期ですね、入館料4,363万円、それから宿泊料2,014万円、これね、額ははっきりしていますけれども、そうしますと、年間入館者が何人いて、宿泊者が何人いると、こういうことを見たのか。それと同時に、前に佐藤課長が言いましたように、アリーナがあるので宿泊も、アリーナを使いたくて宿泊もふえましたと、それから入館者もふえましたと、こういう議会では言っているのですよね。そうしますと、アリーナがもし休止すると、これだけの宿泊料の年間、人数これから聞きますけれども、見れるのかということも絡んでくるわけですが、その辺を答弁願いたいと思います。

それと、申しわけございませせん、先ほど市長にも言いましたけれども、そういうことで答弁はできない、会社のことからできないと、そういうことでございませけれども、そうしますと、25年4月18日にチロルの湯改修工事についてということで、連合町内会において総事業費、それから財源、工事概要、浴室関係、ロビー関係、いろいろ細かいこと報告というより、情報交換をしています。そうしますと、先ほどちょっと答弁聞いていて疑問に思ったのですけれども、会社のことを市長の立場で連合町内会に報告をして、先ほど来、私言っていますように、取締役会の内容については会社のことから答弁できないと、矛盾していると思うのですけれども、その辺も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 1点目、それと最後に関連して答弁申し上げます。

公社の中の、市長として知り得た範囲内でお答えするということになるかと思いますが。

市長が振興公社の社長だからといって、そこで知り得た情報を私のほうが説明するということにはならんということでございます。あくまでも、市長として知り得た範囲と、こういうことになるかと思いますが。したがって、振興公社の取締役会の内容というのは、市長としてその中身については知り得ない部分ということで、お答えは控えたいと、そのように申し上げたところでございます。

4月の町連との話の段階では、公社のほうから新基金の取り崩しということで、いろいろな形での行政への相談、あるいは事業の内容の説明等を受けていたわけですから、その内容については、事業計画として我々が主として、当然、間に入って申請のアドバイス、あるいは手続をしていくわけですので、内容については承知をしていたと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） アリーナの燃料費の内訳の関係でございませ。

先ほど申し上げたとおり、メーターはありませんので、夏季における燃料費、冬季における燃料費、それから今回の改修事業費に伴っての状況、これらを加味して積算を業者の方をお願いをいたしたところでございませ。その結果、冬期間におけるアリーナの燃料の使用量については、おおむね月2万リッターではないかと。それによって、当時、最終的には、30期では85円まで単価がA重油は上がりましたが、12月時点での80円という単価を活用し5ヵ月、これでいきますと、約800万円という形になります。また、そのときの季節によつての



春先の関係も、暖房とか使用いたしますので、若干は違ってまいりますけれども、おおむね厳寒期における5カ月間という形での数字を先ほど申し上げたところでございます。

それから、予算の関係でございますけれども、リニューアル後の利用状況につきましては、前期における利用状況に、約2割増しの形の中で積算をされたということでございます。よって、31期における入館利用者数を、大人10万8,000人、それから子供は2,900人という形での想定をしているということでございます。

それから、宿泊関係、アリーナとの関連での御質問がございましたが、当然、合宿においてアリーナを利用している部分についての宿泊者の部分については、休止となった場合については減でという形になろうかと思えます。それらの部分での約300人ほどの宿泊の状況が、実績としては数字で上がっておりますので、これらを加味していきますと、宿泊料では単純に110万円から120万円程度の額になるかなというふうに思っております。それらの部分と、今回の部分では、リニューアルすることによって宿泊の部分についても、おおむね10%の人員の増ということで積算をされたということから、おおむね今年度並みの宿泊人員を確保したいということでの予算というふうになっているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田議員の質疑を打ち切ります。

ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 何点かこれ、市民が気になっていることなので、答えられないと言わないで教えてください。

1ページ目の社員等に関する事項の中の平成25年度5月31日現在、合計18人という人数があるのですけれども、これはリニューアル後もこの体制でやるのかどうか、これも気になることです。

それから、計画のほうの1ページ目、いろいろこういう体制で計画するのだということが書いてあるのですけれども、各種イベント事業の展開、あるいはリニューアル記念事業、これに関しては何か構想があるのかどうか。こんなこと計画があるようですよというのがあれば教えていただきたい。

それから、接客の充実、向上というのがうたわれておりますけれども、この辺、やはり従業員の接客態度がというのは、もう大分前から、市民から聞こえてくるのです。それで、この辺の講習とか研修とか、そういうのが予定されて、その辺の手応えというか、これはどういうふうな格好になっているのか。

それと、先ほど来、アリーナ、これは休止の方向でということが公社の考え方みたいですがけれども、市としては、こういう愛着のある施設を休ませたくないという考えがある。これは3月の時点から聞いているのですけれども、こういう行政として、政治的に判断するのは、これはいつごろ決着が出るのかということ。いつごろで結構ですから。

それと、6月1日から閉館になって、一応、予定日は8月10日にオープンということになってはいますがけれども、これは予定どおりか、若干の狂いが生じるのか、この辺を教えてください。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 私のほうから、アリーナの休止に関する質問についてお答えをしたいと思います。あとは、所管の課長のほうから御答弁申し上げたいと思います。

先ほども申し上げておりましたが、市民の利用が大きければ、当然、行政として、それを支えていくべきだと、そのように考えております。

行政は、市民が望むもの、できる限りそこに沿っていかなければならないということで、やはりその費用ということにもなりますけれども、やはり市民の皆さんが望むこと、そして議会の御指示、こういう裏づけがあって、そしてそこで市のほうが判断したいと。基本的には、これだけの利用があるわけですから、私どもとしては、アリーナについては借り上げ、どういう手法になるかわかりませんが、基本的に市が費用負担をする中で、アリーナを今後も続けていきたいと、そのように考えております。

その判断はいつごろかということですが、現在、アリーナの施設は、ただいま休館しております。この間に十分意見を聴取しながら、次のリニューアルのオープンまでに結論づけていきたいなということで、費用の問題もございますので、その前に議会にもいろいろお話ししなければならないと思いますけれども、補正の関係もありますので、そのあたりになるのかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の従業員の関係でございますけれども、基本的に31期の部分につきましては、このままの形というふうに思っておりますけれども、現在、ちょっと体調を崩されている方もお一人いらっしゃるというようなことから、この方の部分がやめられるということになれば、どのようにしていくかということは、協議というか報告があるかというふうに思っております。

それから、イベント事業の関係でございますけれども、これにつきましても今現在、内部におきまして、言うなれば、オープニングに関しての事業、それから中期・長期的な事業というような形の中で、今、さまざまな形の中で構想を練られているということでございますので、それらについても休館中の早い時期の中で決定をされてくるかなというふうに思っております。

接客の関係でございますけれども、これらについても、現在、今、館内の整備等に係っているということでございまして、この後、接客に関する部分での研修等を外部、内部的にも含めまして行っていくというふうに伺っております。

それから、オープンにつきましては、これは天候等の部分も出てまいりますけれども、基本的には8月10日ということでお聞きしております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 30期の事業報告で、宴会の料理云々ということ、宴会、レストラン、メニュー見直しといろいろあるのですけれども、ちょっと聞いた話ですけれども、宴会の料理ですね、コース料理、5,000円なら5,000円、4,500円なら4,500円のコース料理で頼んで、ある団体、同じ金額で違う団体が頼んだの。なのに、こっち側、A側のほうの団体は刺身が少し豪華に出てきたと。何かもう1品ついてきたと。同じ金額なのに、そういう差別的な感じが図られているのではないかという市民からの声があるのですよね。そういうのを聞くと、やはり、うわさというのは怖いものなので、不信感というのはどんどん広がるし、それが本当に集客につながるということも考えられると思うのですよね。

だから、そういうことは、本当にどこかで芽を摘んでいかないと、これが横行してしまっているのであれば本当に問題ではあると思うのですけれども、こういうことを本当に根絶していかないと、経営の改善には多分ならないと思うのです。

二つ目には、安定的な経営ということで結構書かれています。安定的な経営というのは、どういうことを具体的に言っているのか。いろいろパターンがあると思うのですよね。黒字に

なって集客がアップすれば、それが一番いいのでしょうけれども、最悪の場合は赤字になって集客が減る。それよりは一つ進んで、赤字だけれども集客はアップする、そういった形のものも考えられるのですけれども、赤字にはなっている、でも集客が安定的に確保されていると、それが安定的な経営ということにつながるのかどうなのか、ちょっと聞きたいと思います。

あと、以前、新規で民間のプログリーンさんがオープンしたときに、アリーナチロルとの考えがちょっと似ているところもあるという話を、アリーナチロルの集客というのですか、利用者が減る可能性もあるのではないかといったときに、いろいろそういった施設と連携を図っていくという話もされていたと思うのです。そういう話がどこまでされているのか聞きたいなと思います。

3 1期の事業計画で、今言った民間企業との連携、いろいろなことが考えられると思うのですけれども、そういったものをどういうふうに考えているのか。

あとは、新規で岩見沢の温泉が、去年かな、オープンしました。たまに僕、いろいろ札幌に行って帰ってくるときとかも週末が多いのですけれども、結構な車がとまっているのですよね、やはり。新規でオープンした、体制はちょっと違うかもしれませんが、そういったところの営業のノウハウというのですか、どういうふうに改善してこういうふうに今至っているのかという、そういった勉強的なものですよ、そういうのはこの計画の中に入っているのかをお聞きしたいです。

あと、さっきから言われております、市民が物すごく今注目しています。それこそ1億5,000万円補助して、その前にもしていますよね。だから2億円近く、僕が知る限りではしています。その中で、やはり多くの方はチロルをなくさないでくれという声があるのですよ、やはり。遠方からの人も、温泉のお湯がいいからと。こういう声は、やはり振興公社として財産になっていると思うのです。そういう人たちのために、いろいろ、今、この場で議論をして、これは答弁できませんとかという、いろいろしがらみもありますが、確かに。難しいところかもしれませんが、どういった状態で、いつ市民にちゃんとした正確な情報を伝えるのか。これが、多分、一番本当に市民が知りたい情報だと思うのですよね。それを今後どうしていくのかを聞きたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 私のほうから、何点かお答えしたいと思います。

最初の料理内容ということですが、私、初めて伺いました。今の御意見を、議会の中からの意見として伝えたいと思います。ただ、参考になるかどうかわかりませんが、実は、私も家庭で料理を頼んで取り寄せたことがあります。金額の割には、ちょっと内容が、見た目いかがかなというような内容だったものですから、ちょっと人をお呼びしまして、そこでのお酒の席だったものですから、困ったのですけれども、実際、食してみますと全く違うのです。ほかと、大体そういう金額の設定している内容と違ったものですから。後から聞きましたら、どういう年代の人が集まるのですかと、男性が何人ですか、女性が何人ですかと、そこまで聞かれるのです。正直言います、平均年齢が65を超えるような人たちの集まりだったものですから、そうしますと、皆さん全て残さないで食べていただきます。やはり、そういうところの配慮もあって、そういう内容まで聞かれたのかなというふうな思いがあります。

したがって、比較された部分も、私はちょっと中身は存じ上げないので申し上げることはできませんけれども、いろいろ配慮されながらつくられているというお話は、私も直接経験した覚えがございます。

今のお話については、チロルのほうへ所管課長を通して伝えてもらいたいと思っております。

それから、今後の安定した経営という部分については、まず、基本となる日帰り入浴客、ここが一番経営に資する部分が強いものですから、この日々の入館者といいますか、日帰りのお客さんが、やはり計算できる数字で日々通っていただくような、そのベースをつくることが非常に重要ではないかというふうに考えております。余り波を打たない、できれば高いところのベースをつくっていく、そういう努力をしていかなければならないと思っております。

あとの部分は、所管課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 一つ目のプログリーンのチロルの湯、アリーナにおける連携の關係の御質問でございます。

プログリーンの部分については、パークゴルフという形のスポーツでございまして、チロルの湯ではパークゴルフでの利用というのがほとんど皆無の状況でございますので、プレイ自体の部分についてのバッティングはないものかなというふうに思っております。

そのほか、例えば、宿泊とか入館とか、そういう部分の中でプログリーンさんと振興公社で運営しておりますチロルの湯というのを連携するものというものは考えられるかなというふうには思いますので、これらについての部分について検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、第31期の事業計画の中での民間企業等との連携という部分でございますけれども、さまざまな形の内容によって連携できるもの、それから市内事業者で既に連携をしている事業もございまして、そういう部分について、今後、集客、それぞれの施設にとって有益であるものについては、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、岩見沢の温泉での集客状況の部分でございます、それと営業の關係でございまして、これらにつきましても、施設規模の内容も相当違う部分でございますけれども、やはり類似施設のいいところの部分については取り込んだ形の中で事業を展開していきたいというふうに思っておりますので、それは公社の中で含め、検討をしてみたいというふうに思っています。

今回のリニューアルを機に、やはりこの辺については積極的な事業を展開していくということが、一番肝要かなというふうに思っておりますので、その辺を含め行ってまいりたいと思っております。

それから、市民の方の声につきましては、これらを肝に銘じながら運営をして、また、所管のほうの管轄として、産業であります観光事業等の部分を含めまして、それらについて、肝に銘じて行ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 30期の再質疑ということを見せてもらいます。

社会的情勢が不安定だということも、この集客の減につながっているということを言われております。今の社会的情勢から見て、今後、社会情勢が安定するかどうなのかと見ると、なかなか不安定な状態が続いているのではないかなと思われるのです。そういったところで、やはり一つでも二つでもいろいろ、今回のイベントであったりとか、そういったことにもっと本当に力を入れないと、集客のアップには多分つながらないと思います。2年後、3年後になったら消費税もアップしますから、お財布事情というのはやはり出てくると思うのです。そういうのも勘案しながら、いろいろ計画を考えていかないかだめだと思うのです。

31期のさっきのやつなのですけれども、岩見沢のさっきのゆうゆかな、今、もうこれぐらいの時期になると、日曜日の朝に物すごい若い人たち、子供連れが物すごく多くいるのです。ちょっとその人たちの話を聞いていると、近くのキャンプ場から来た。ちゃんとしたそのキャンプ場と温泉との連携というのですかね、どういうふうになっているのかわからないですけれども、何ぼか安くなるだとか、そういったことを考えると、プログリーンさんとチロルの温泉とレストラン、いろいろあります。それでパックにして、幾らでやりたいとか、そういう提案というのはどんどん、多分、できてくるのではないかなと思うのですよね。そういったことを取締役会の中でどんどん話し合ってもらいたいと思うのです。それについて、ちょっともう1回、話を聞きたいと思います。

あとは、さっきの市民に対しての情報ですね。やはり市民に情報を流すということは、営業的なものもいろいろあります。維持するために、市からいろいろ補助をしています。そういったことも情報としてきちんと流さないといけないと思うのです。市政懇談会の中でも、ちらっと話もされていましたが、でも、出席者がいかんせん少なかったですね。だから、全市民にということで、周知は多分されていないと思うのです、残念ながら。そういったことを考えると、もう1回ちょっと考え直して、どういうふうにやったらいいのかという周知の徹底というのをしてもらいたいと思うのですけれども、その辺どうか答えていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） プログリーンさんとの連携につきましては、先ほどと若干重複するかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり入館と宿泊だとかのセットとか、議員のほうからお食事というようなこともありましたけれども、そのような形の中で、可能となる連携できるものについて、先ほど申し上げたとおり、両者間にとって有益であるものについては検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、昨今の社会情勢の部分でございますけれども、これらは、なかなか厳しい状況ではあります。今回のリニューアルというのは、最終的な部分の中で、今後チロルの湯が生き残っていくための部分でもございますので、今、議員からの御意見でありましたように、周知、PR、これらについて徹底をしていきながら、言うなれば基本の集客を確保していくことが今後の長期的な運営にもつながるといいうふうに思いますので、それらについて、タイムリーな形で情報を徹底して周知をしてみたいというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第6号は、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

---

午後 2時36分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第31号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君）　－登壇－

議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、歌志内市字歌神32番地5。

氏名、向山健一。

生年月日、昭和24年3月10日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、向山健一氏が平成25年9月6日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は、3年間でございます。

次ページをお開き願います。

向山健一氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

## 議案第32号

○議長（山崎数彦君）　日程第9　議案第32号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第32号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、現在実施している職員給与の縮減措置のうち、役職加算を復元するとともに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当を減額しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、定例会資料の2ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

附則中、第22項を削り、第23項を第22項とし、附則に次の1項を加える。

第23項、平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に限り、第33条第2項及び第3項並びに第34条の2第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の0.56を乗じて得た額を減じた額とする。

附則第22項の削除は、本年度に限り、期末勤勉手当の役職加算の凍結を規定した条項を削除し、制度の復元を行うとともに、同項の削除に伴う項ずれを修正するものであります。

次の附則第23項の追加は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年12月に支給する期末勤勉手当の支給額から0.56%を減額して支給する措置を講ずるものであります。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日等であります。この条例は、公布の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

第2項は、給与の内払いであります。この条例による改正前の歌志内市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。なお、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置の概要の抜粋、並びに当市における取り組みの状況、本条例改正に伴う影響額などについては、定例会資料の1ページに掲載しております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の条例について、三つ聞きたいと思います。

今回の職員給与条例なのですけれども、先に国家公務員の給料を引き下げて、それに合わせて7.8%、地方公務員の給料削減をお願いしますということで、国から来たものであります。公務員の給料を下げると、民間の企業のベースにもつながっているんで、公務員の給料を下げるべきではないと、共産党、私たちはそうやって訴えてきたのですけれども、今回そういうふうになりました。

その中で、地方公務員の給料、この7.8%削減した部分を地方交付税に充てるというやり方について、この国のやり方について市がどういうふうを考えているか、ちょっとお聞きしたい。

二つ目、今言った今回の国のやり方ですね。7.8%削減して、その場合、しなかったときに、ペナルティーの措置も考えていると、国のほうで言っていました。こういったことを国が考えているということを、市でどういうふうには押さえているのか聞きたいと思います。

三つ目なのですけれども、今回の削減処置がなければ、恐らくことしの4月に職員の給料の縮減率の緩和も多分考えられていたと思うのですよね。そのときに、組合との話し合いで、どういう話し合いになっていたのか聞きたいと思います。三つです。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1番目と2番目、関連ございますから一緒に答弁させていただきますと思います。

職員給与の決定につきましては、当然、国が関与するべきものではないというふうに思っておりますし、全国市長会と地方団体につきましても、国との協議の場のところでも、地方は国に先んじて行政改革等々をやっておりまして、国を上回る人員削減、給与削減を実施しているということを含めて、これまで訴えてきております。国を断固とした強い意志は変わらない状況にあるのが今の状況でございます。

このため、本市といたしましては、地方固有の財源である地方交付税、これを給与削減の手法として用いたことには憤りを感じる部分でございますが、削減目的が東日本大震災の復興財源、こちらのほうに充てるなど、国と地方一丸となりまして日本再生に向けて取り組むということを考えますと、今回の国の要請を実施するべきということで判断したところでございますが、基本的には、既に給与削減、うちのほうは行っておりますので、今回の条例の部分につきましては、給与の削減ということには該当してございません。

それと、組合との関連でございます。

職員給与につきましては、財政健全化の目標が達成されたということで、当初4月からの復元を考えたところでございますが、ことしの1月が今問題になっている閣議決定、これによりまして、給与削減を要請されたところでございますが、1月では詳細が明らかになっていなかったということで、市職労のほうと協議いたしまして、4月以降もその時点では従前の削減を継続するというところで話しておりました。

4月に入りまして、削減に関連する国のほうの具体的な考え方の部分がまとまってきて示されたものですから、これに基づき試算等を行い、今回、条例改正を行ったところであります。

組合のほうにつきましては、この内容につきまして、5月10日に組合のほうに申し出を行いまして、5月30日に組合のほうへ文書で提案どおり了承するというものの回答を得ております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちなみに、この縮減措置ですね、しなかった場合に地方交付税に影響があると言われていたのですけれども、もし、今回、これをしなかったときの地方交付税に関するペナルティーとかというのは、何か試算とかはしたのですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今回の地方交付税の算定が、7月、8月ということで算定になるのですが、そのときには削減をしようがしまいが、全団体、削減をされるということであります。歌志内は、先ほど総務課長が話したとおり、7.8%の削減にはしていないのですが、同様に全国一律で削減をされると。その額は、一応、総務省が概算で出している試算の方法という、正式に確定したものでございませぬけれども、それに基づいて算定しましたら、地方交付税の削減は2,800万円だと、歌志内の場合2,800万円だということでございます。

また、それにかわりまして、歌志内のラスパイレス指数、国との給与の比較なのですが、国を100とした場合のラスパイレス指数、これについては、今現在の給与の状況において100を若干下回っているという状況。それと、ここ4年間の職員数の削減状況は反映された中で、この交付税でもって削減された部分について復活がされると。仮称なのですが、地域の元気づくり推進費という交付税の中で項目が設けられまして、この中である程度削減がされると。これも総務省の試算を使いまして計算をしましたら2,600万円、先ほど2,800万円削減で、復活が2,600万円ということなので、200万円の差がありますけれども、なお、これは、7月の中ごろに行われる交付税の算定のときに、はっきりと決まってくるという



ことですが、事前にはそのような試算の連絡が来ております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 各自治体、歌志内もそうなのですけれども、国が言うより先に人件費抑えて、大変な時期だったので、やっていてラスパイレスが100以下ということになっています。今後またこういった措置が国が講じようということになったときに、歌志内市として困りますと、こういうふうなことをしてもらったら困りますという、反対的な意見をこれからされるとしたら、反対していくという立場で考えていいのですか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回もそうだったのですけれども、地方6団体がスクラムを組んで、そして総務省、国のほうと相当厳しい交渉を行っております。先ほど、総務課長からも御答弁申し上げましたとおり、やはり地方公務員の給与というのは、それぞれがそれぞれの条例で定めるものだと、自治法上の問題がございます。したがって、本来、国は地方の職員の給与というものに本来干渉すべきでない。それぞれが、それぞれの地域の考え方で定めていくものですから、そこに自主性というものがあるわけです。ただし、今回の場合、6団体が相当、国のほうに申し入れをしたのですが、国のほうが強固で、そうせざるを得なかったというのは、御承知のとおりでございます。

今後も、幾ら歌志内が一人で頑張ったとしても、そこまでの力は持てないと思いますので、上部団体のそういう指導、あるいは、そういう団体のトップ交渉といいますか、そういう大きな力を結集しながら、我々の考え方を国のほうに伝えていただくという行動が、必要になってくるのかなと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第33号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第33号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の

一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料3ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、平成25年度の主な改正内容は、延滞金の割合の引き下げ措置、市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等でございます。

第34条の7は、寄附金税額控除の規定でございますが、引用条文を整理するものです。市町村等への寄附金、いわゆる、ふるさと寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と、個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について、全額控除できる仕組みとなっておりますが、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行うものでございます。

地方税法附則第5条の6第2項に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例の規定でございますが、現在、市場における金利水準が低い状況の中、延滞金の割合について引き下げを行うものでございます。概要としましては、納期限一月を超える場合の本則、14.6%の割合は、特例基準割合に7.3%を加算した割合に、納期限一月以内の場合の本則、年7.3%の割合は、特例基準割合に1.0%を加算した割合へとするものでございます。

地方税法附則第3条の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第4条は、法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の特例の規定でございます。本則7.3%の割合となっておりますが、特例として、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合適用年と呼称され、条例第52条の納期限の延長に該当する場合には、新条例における特例基準割合を採用するものでございます。

地方税法附則第3条の2の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、公益法人に対する市民税の特例措置範囲に、特定譲与を受けた公益法人等について租税特別措置法に新たに盛り込まれたことに伴い、引用条文を整理するものでございます。

地方税法附則第3条の2の4に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。市民税の所得割対象者が、租税特別措置法における住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象である場合、所得税から控除をし切れなかった額を、個人住民税で税額控除することになりますが、その対象期間を、平成35年度から平成39年度に延長し、かつ、居住年を平成21年から平成25年であったものを、平成21年から平成29年に延長をするものでございます。

あわせて、法改正による引用条文を整理するもので、地方税法附則第5条の4の2に基づ

き、平成27年1月1日から適用するものでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定でございますが、第34条の7の改正と同様に、引用条文を整理するもので、地方税法附則第5条の6第2項に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合の規定でございますが、法改正に伴い、見出しの文言、引用条文を整理するとともに、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例を設けるものでございます。

地方税法附則第15条に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございます。

定例会資料4ページをごらん願いたいと思います。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、租税特別措置法の改正により引用条文を整理するもので、地方税法附則第34条の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の規定でございますが、現行、自己の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に課税の特例等の対象となっていたものが、当該、家屋に居住していた相続人について、被相続人がその取得していた日から所有していたものとみなして、同様の特例を受けることができることに改められたものでございます。

あわせて、読替規定が表に改められ、地方税法附則第44条の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の、いわゆる、震災特例関係の読替規定で、附則第7条の3の2と同様の措置について、引用条文を整理するものでございます。

地方税法附則第45条に基づき、平成27年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますので、これにつきましては、資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条は、延滞金の経過措置、第3条は、市民税の経過措置、第4条は、固定資産税の経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第34号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第34号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第34号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、戸籍事務の電算化に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の全部、または一部を証明した書面について交付手数料を定めようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市手数料徴収条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

別表第7項中「戸籍謄本（抄本）交付手数料」の次に「又は戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書交付手数料」を加え、同表第9項中「除籍謄本（抄本）交付手数料」の次に「又は除籍の全部、個人若しくは一部事項証明書交付手数料」を加える。

これは、戸籍事務の電算化により、従来の紙戸籍は原則磁気ディスクにデータとして記録し、調製することになります。これに伴い、戸籍及び除籍の謄本は、全部、事項証明書として、抄本は、個人事項証明書、または、一部事項証明書として交付することになるため、手数料を設定するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第35号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第35号歌志内市債権管理条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第35号歌志内市債権管理条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、延滞金の割合の特例を定める等のため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市債権管理条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

見出し、（歌志内市債権管理条例の一部改正）。

第1条、歌志内市債権管理条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料6ページをごらん願います。

歌志内市債権管理条例及び歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に関する資料でございます。

歌志内市債権管理条例、附則第3項は、延滞金の割合の特例の規定でございますが、現在の低金利の状況にあわせ、市税と同様に延滞金の割合について引き下げを行うものでございます。

概要といたしましては、納期限一月を超える場合の本則、年14.6%の割合は、特例基準割合に7.3%を加算した割合に、同じく、本則、年14.5%の割合は、特例基準割合に7.25%を加算した割合に、また、納期限一月以内の場合の本則、年7.3%、並びに7.25%の割合は、特例基準割合に1.0%を加算した割合へとするものでございます。

本文をごらん願いたいと思います。

中段見出し、（歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）。

第2条、歌志内市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料7ページをごらん願いたいと思います。

歌志内市後期高齢者医療に関する条例、附則第3条は、延滞金の割合の特例の規定でございますが、延滞金の割合について、歌志内市債権管理条例附則第3項の延滞金の割合の特例の改正と同様に、納期限一月を超える場合の本則、年14.6%の割合及び納期限一月以内の場合の本則、年7.3%の割合の引き下げを行うものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則、第1項は、施行期日でございますが、平成26年1月1日から施行するものでございます。

附則、第2項は、経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第36号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第36号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、国民健康保険税の特定世帯に係る減額の現行措置に加え、特例の減額措置を講ずるなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料8ページをごらん願います。

歌志内市国民健康保険税条例の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、国民健康保険世帯の被保険者が、後期高齢者医療と国民健康保険とに分かれることになりましても、5年間、従前と同程度の国民健康保険税の負担となるように講じている措置につきまして、延長等の見直しをするものでございます。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定でございます。国民健康保険世帯の被保険者が、後期高齢者医療と国民健康保険の被保険者に分かれることにより、単身世帯となる特定世帯に対して、5年間に限って当該世帯に係る世帯別平等割額を2分の1軽減する現行措置に加え、その後、3年間の間においても、特定継続世帯として4分の1を軽減する措置を行うものでございます。

地方税法703条の4第10項に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございます。

第10条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の規定でございますが、後期高齢者支援金分の世帯別平等割額につきましても、第6条の医療分と同様の軽減措置を行うものでございます。

地方税法703条の4第18項に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございま

す。

第25条は、国民健康保険税の減額として、世帯の所得合計額が一定基準以下の世帯に対して減額する額を規定しておりますが、第6条及び第10条で新たに加えられた特定継続世帯に対して、減額する額を7割軽減、5割軽減、2割軽減する額にそれぞれ規定するものでございます。

地方税法703条の5に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございます。

第33条は、罰則の規定でございますが、引用条文を整理するものでございます。

平成25年4月1日から適用するものでございます。

附則第16項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でございますが、市税条例、附則第22条の2の改正に同じく、現行、自己の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に課税の特例等の対象となっていたものが、当該、家屋に居住していた相続人について、被相続人がその取得していた日から所有していたものとみなして、同様の特例を受けることができることに改められるものでございます。

地方税法、附則第44条の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則、第1項は施行期日でございますので、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項及び第3項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 二つ、国保のこの特定世帯ですね、歌志内では何世帯いるのかお聞きしたいのと、あと、後期高齢者の世帯が何世帯いるのか。この2分の1から4分に1になることで、国保世帯の負担増が幾らぐらいになるのか。それと、後期高齢者の特定世帯の負担増がどれぐらいになるのかお聞きしたいのですけれども。お願いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

---

午後 3時25分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今回の改正に伴いまして、4分の1軽減世帯という世帯が新設されますが、その世帯数は44世帯でございます。

なお、これに伴いまして、特定世帯から分離されるということでございますが、8,650円の保険料、医療分ですね、医療分8,650円が5年経過後、3年間は割り増しされまして1万2,975円になるということで、4,325円増額になります。

また、後期高齢者支援金分の平等割については、同じく特定世帯2,350円が1,175円増額となり、3,525円になるということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第37号歌志内市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第37号歌志内市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、一般社団法人北海道産炭地域振興センターが定める空知産炭地域新産業創造等事業助成取扱要領（平成18年10月10日制定）の一部改正等に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市新産業創造等事業促進条例（平成18年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料9ページをごらん願います。

第2条第1項中「社団法人北海道産炭地域振興センター」を「一般社団法人北海道産炭地域振興センター」に改める。

これは、センターの名称が、平成25年4月に変更したことに伴い、現在の名称に変更するものでございます。

第16条第2項中「10年以内で、かつ」を削り、同条第3項を次のように改める。

第3項、市長は、前項ただし書きに規定する場合において、取得財産等を処分することにより、助成金の交付を受けた者に収入があったときは、その収入に補助率を乗じて得た額を、収入がなかったときは、残存簿価相当額等に補助率を乗じて得た額を市に納付させることができる。

これは、助成事業者が、取得財産等を処分する際、市長からの使用変更承認を受けた場合以外は、財産を取得してから10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数が経過するまでは、目的外使用や譲渡ができないとしておりましたが、このうち、10年以内という期間の制限を除くこととするものであります。

また、市長から使用変更承認を受けたとしても、財産処分により、収入を得た場合の市に納付させることができる額について、その収入額に補助率を乗じて得た額として明文化するもの



であります。

さらに、収入がなかった場合でも、残存簿価相当額等に補助率を乗じて得た額を納付させることができることとして、文言を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第38号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第38号財産の取得について、御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、名称・種類・数量、ロータリー除雪車NR302形2.6メートル1台。

2、取得の目的、市道等除排雪業務用。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得予定価格、3,567万9,000円。

5、契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目ナラサキ産業株式会社北海道支社、支社長、西海谷誠心。

提案理由は、ロータリー除雪車の取得に当たり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、ロータリー除雪車の仕様等の概要については、定例会資料の10ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今回の指名競争入札ということで、札幌のナラサキ産業株式会社さんが特定ということなのですが、指名競争入札には、このほか何社参加しましたでしょうか。

それともう1点、ナラサキ産業さんに決まったのは、どのような要因でこういうふうになったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 指名業者は、ナラサキ産業株式会社北海道支社、以下4社でございます。

それで、ナラサキ産業株式会社のほうに、落札がなされたということでございます。入札の結果、ナラサキ産業さんが一番低額でもって入札に応じたということで、落札なされました。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回、ナラサキさんと契約ということなのですが、金額が一番安いということなのですが、ナラサキ産業というのは、建機メーカーさんでは、多分ないですね。コマツだとか、カワサキだとかって、除雪機を扱っているメーカーというのがあると思うのですが、そこの、やはり一番金額が、ただ単に安かったからということで、入札になったのか、お聞きしたいのと、あと、この機械ですね、買って何年で償却する予定なのかというのを、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほど、指名業者ということでございます。

この理由というか、経過なのですが、市の登録、こういう物品の入札の登録業者に指定されている会社ということで、このクラスの大きなロータリー除雪車を扱う業者としては、北海道内ではナラサキ産業株式会社、以下、4社がうちの指名に登録されているということで、この4社に指名をしております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今現在のロータリー除雪車は、平成8年に購入いたしまして16年経過しております。稼働時間8,300時間ということで、かなり傷んできている状況でございます。

耐用年数ということでございますが、一応、うちのほうでは15年以上もたすように努力しているところではございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ナラサキ産業さん、どういうふうな経緯でなったのか、ちょっとわからないのですが、コマツだとか、カワサキだとかというのは、結構、メンテナンス、アフター機械のアフターですね、修理云々かんぬんとかという部品の調達だとかということも、いろいろ考えられると思うのですが、この償却15年で考えているということで、このナラサキさんの機械を買った、この経緯で、メンテナンス、アフターの部分とかというのを、しっかりされているのか。それで、15年の償却でできるのかどうなのか、聞いていきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今現在の除雪ロータリー車も、16年経過いたしましたけれども、きちんとメンテナンスをしながら、維持管理を行っていくということで考えておりますので、メンテも含めて、今後、整理をしていくということで考えております。

最寄りのこの周辺でいきますと、赤平とか滝川で、建設機械の修繕できる場所がありますので、そういうところと連携しながら修繕等を行っていくということで考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

---

午後 3時46分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） よって、本日の会議時間は、延長することに決しました。

### 議案第39号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御提案申し上げます。

北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別記のとおり変更することの協議について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体に、北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次の

ように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料11ページをごらん願います。

別表第1中、「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2、第9項中、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

これは、北海道市町村総合事務組合規約を組織する団体に、北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、同組合を組織する市町村及び一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2の関係箇所を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第40号から議案第44号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第17 議案第40号より日程第21 議案第44号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第40号から議案第43号までの補正予算について、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

また、議案第44号の補正予算については、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

議案第40号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,324万7,000円とする。

2項は、省略いたします。

次に、議案第41号に参ります。

議案第41号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,326万4,000円とする。

2項は、省略いたします。

次に、議案第42号に参ります。

議案第42号平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,077万2,000円とする。

2項は、省略いたします。

次に、議案第43号に参ります。

議案第43号平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,186万5,000円とする。

2項は、省略いたします。

以上で、議案第40号から議案第43号までの補正予算について、一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それでは、一般会計補正予算、事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費14万2,000円の増額補正は、PCB汚染物質保管用ペール管30管の購入費であります。

これは、古い蛍光灯の安定器に、有害物質のPCBが含まれていることから、この安定器を処理施設に搬入する前に、ペール缶で保管し、事前登録した上で、平成26年度に処理しようとするものであります。

19節負担金補助及び交付金34万2,000円の増額補正は、廃棄物処理施設技術管理者講習受講に係る1名分の職員研修交付金であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費5目医療福祉費28節繰出金13万7,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金ですので、その会計のとお

ろで御説明いたします。

5 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 1 3 節委託料 1 6 8 万円の増額補正は、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料であります。

これは、平成 2 4 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法が公布され、支援事業計画の策定が義務化されたことによるものであります。なお、この 3 法の施行予定日は、平成 2 7 年度と想定されております。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 1 1 節需用費 2 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、医薬材料費に係る当初予算見込み誤りによる増であります。

2 項清掃費 2 目ごみ処理費 1 3 節委託料 4 4 0 万円の増額補正は、旧埋立処分場擁壁の一部倒壊に伴う処分場改修調査設計委託料であります。

定例会資料 1 2 ページをお開き願います。

擁壁倒壊箇所の位置図を掲載しております。

倒壊した擁壁の場所は、昨年 4 月に融雪により土砂災害が発生した場所から約 2 5 0 メートル砂川寄り、昭和 5 1 年から平成 2 年まで、市のごみ埋立処分場として使用していたところであります。

当該箇所には、目視で確認できる部分の長さが 2 4 メーター、高さが最大で 5 メーター、厚さが 4 5 センチのコンクリート製の擁壁がありますが、この中央部分が長さ 3. 5 メーター、高さ 4. 8 メーターにわたり亀裂剥離し倒壊いたしました。

原因は、複合的な要因により、当時の設計条件以上の荷重が擁壁に加わったことや、今年の大雪による融雪水の影響が特に大きいものと思われまます。このため、擁壁改修のための調査、設計を委託しようとするものであります。

次に、事項別明細書の 6 ページに戻りまして、3 項 1 目とも病院費、2 8 節繰出金 3 4 6 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、職員給与条例の一部改正で御説明しましたが、期末勤勉手当の役職加算の還元及び 1 2 月期同手当の一律削減に伴う職員手当等と共済費の増に対する繰出金の増額でございます。

次に、5 款労働費 1 項 1 目とも労働諸費 1 3 節委託料 6 4 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、緊急雇用創出推進事業の増で、歳入の道支出金において同額を予算措置しております。

補正内容は、設立後 1 0 年以内の新しい企業を支援するための雇用対策業務委託料で、商品開発や販路拡大に向けた P R 等に取り組むとともに、人材確保を図ろうとするものであります。

次に、7 款 1 項とも商工費 1 目商工業振興費 2 2 節補償補填及び賠償金 2 9 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、中小企業振興保証融資代位弁済金の増であり、定例会資料 1 3 ページから 1 6 ページに中小企業振興保証融資事業代位弁済に関する資料を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

本件につきましては、平成 1 7 年 1 1 月、旧田中フーズの田中實氏に融資しました運転資金 5 0 0 万円の未償還元金について、連帯保証人でありました市内字中村 5 8 番地の加納一男氏が、田中氏との間で重疊的債務引受契約を取り交わした上で返済を続けられておりましたが、その返済が滞ったことから、北門信金より約定書に基づき代位弁済の請求が行われたものであります。

返済が滞り始めた昨年 1 0 月以降、北門信金において、代位弁済回避のため加納氏と協議を続けられ、本年 4 月には、市も本人と面談したところではありますが、現在経営している店舗での将来展望が開けず、また、本人が高齢という点から、北門信金、市とも、今ある計画どおり

の返済は困難であり、代位弁済はやむを得ないと判断したものであります。

なお、代位弁済後の具体的な改修計画につきましては、加納氏及び北門信金と協議の上、平成25年7月を第1回目として回収を開始し、当初2年間は約定書に基づき北門信金に回収を委任します。

委任期間終了後は、市が直接回収することとなりますが、納入方法等の取り扱いにつきましては、別途、北門信金と協議することとしております。

なお、回収金につきましては、平成25年度中に7万円が見込まれることから、歳入の諸収入において予算措置しております。

事項別明細書の7ページに戻りまして、2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金8,620万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増で、水耕栽培ビジネス拡張事業に対するものであります。この助成金については、歳入の諸収入において同額を予算措置しております。また、定例会資料17ページから27ページに助成事業の概要を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

事業名は、水耕栽培ビジネス拡張事業で、申請者は札幌市豊平区有限会社ティ・エスフードシステムでございます。同社は、昨年、本助成金を活用して水耕栽培ハウスを1棟建設し事業を開始しておりますが、商品の葉野菜の出荷が好調であり、今後の需要拡大も見込まれることから、計画を1年前倒しし、本年度、隣接地にハウス2棟を増築するとともに、自社によるパック詰め作業を可能とするための施設及び設備を整備しようとするものであります。

これにより、出荷量の増はもとより、自社でパック詰めすることで、直接大手スーパーや地元の小売店、飲食店などへの出荷が可能となり、出荷単価も上がることから、経営の安定化に資するとともに、今後の販路拡大に結びつくものであります。

雇用面においては、初年度に4名の新規採用を計画しており、販売面においては、初年度で売り上げ1,000万円、2年目以降は3,200万円を見込んでおります。事業費につきましては、水耕栽培ハウス2棟の整備費等1億3,598万3,000円で、助成申請額は対象事業費の3分の2の8,620万円であります。

事項別明細書の7ページに戻りまして、8款土木費4項都市計画費2目下水道費28節繰出金16万4,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計に対するものですので、その会計のところで御説明いたします。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金250万円の増額補正は、うたしない弥六太鼓に対する交付金で、これにより、長胴太鼓3台購入、太鼓両面張りかえ等を実施するものであります。なお、本事業は、社団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の交付が決定されており、歳入の諸収入において同額を予算措置しております。

8ページをお開き願います。

14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等900万2,000円、4節共済費157万1,000円の増額補正は、職員給与条例の一部改正で御説明しましたが、期末勤勉手当の役職加算の復元及び12月期同手当の一律削減に伴う増であります。

次に、15款1項1目とも予備費404万2,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

14款道支出金4項道交付金3目労働費交付金1節緊急雇用創出推進事業647万7,000円の増額補正は、歳出の労働費で予算措置しました事業に対する交付金の増であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、19款諸収入4項雑入1目1節とも弁償金7万円の増額補正は、中小企業振興保証融資代位弁償金に係る弁償金であります。

8目12節とも雑入8,870万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増に伴う空知産炭地域振興助成金の増が8,620万円、うたしない弥六太鼓交付金の増に伴うコミュニティ助成事業助成金の増が250万円であります。

次に、市営公共下水道特別会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、下水道の3ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費3節職員手当等13万9,000円、4節共済費2万5,000円の増額補正は、期末勤勉手当の役職加算の復元及び12月期同手当の一律削減に伴う増であります。

次に、2款公債費については、財源区分の変更であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、下水道の2ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金16万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、国保の2ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等6万1,000円、4節共済費1万1,000円の増額補正は、期末勤勉手当の役職加算の復元及び12月期同手当の一律削減に伴う増であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたします。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金7万2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、後期高齢者の2ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等5万5,000円、4節共済費1万円の増額補正は、期末勤勉手当の役職加算の復元及び12月期同手当の一律削減に伴う増であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金6万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第40号から議案第43号までの補正予算事項別明細書について説明を終わり



ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） —登壇—

議案第44号平成25年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款病院事業収益の既決予定額5億8,186万9,000円に346万5,000円を増額して、5億8,533万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項医業外収益の既決予定額に346万5,000円を増額して、1億6,279万3,000円に改めるものであります。

支出の第1款病院事業費用の既決予定額6億1,929万9,000円に346万5,000円を増額して、6億2,276万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額に346万5,000円を増額して、6億1,249万円に改めるものであります。

第3条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第1号職員給与費「3億9,622万6,000円」に346万5,000円を増額して「3億9,969万1,000円」に改めるものであります。

第4条は、予算第7条に定めた他会計からの補助金「1億4,958万7,000円」に346万5,000円を増額して「1億5,305万2,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、2ページをお開きください。

支出の1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の346万5,000円の増額の内訳は、（手当）5節医師手当74万8,000円、6節看護師手当158万3,000円、7節医療技術員手当11万1,000円及び8節事務員手当50万8,000円の増は、期末勤勉手当の役職加算の還元及び12月期期末勤勉手当一律0.56%削減による期末勤勉手当の増であり、14節法定福利費51万5,000円の増は、期末勤勉手当の増に伴う共済組合納付金の増であります。

1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の346万5,000円の増は、その他健全化対策に要する経費相当分として、今回補正する期末勤勉手当の増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

3ページから5ページの説明は、省略させていただきます。

なお、予定貸借対照表の変更はございません。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第40号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） まず、歳出の民生費、子ども・子育て支援事業について聞きます。

子ども・子育て支援事業が歌志内に合うかどうか、ニーズが合うかどうかを調査するということで、今回のこの委託の事業が入っているのか聞きたいと思います。

そして、二つ目、この事業ですね、この子ども・子育て支援事業、これは平成27年に消費

税が10%に上がったときの前提として、いろいろその間の調整というのですか、整理してくださいということで行うことだと思っておりますけれども、実際まだ10%にも上がっていませんし、8%も上がっていません。その状況で、この段階で委託して、168万円を出して事業を行うというのはどうかなと思うのですけれども、それについて聞きたいと思います。

それで三つ目、これは、今事業は、国もしくは道からの義務化、さっき義務化されているのと言っていましたね。これ、義務されているのに一般財源で何で出ているのか。国、道の支出金からは出ないのかどうなのか聞きたいと思います。

次、労働費です。緊急雇用創出事業です。3月のときに、25年度予算で330万円の予算を組んでいて、ニングルの森の運営管理を民間に委託して、一人やるということだったので、今回はこの事業のまた補正で委託する金額が出ているのか聞きたいと思います。

あと、二つ目として、雇用事業ですね、手順的に企業が申し出て行うのか、市が選定して出しますよということになるのか、ちょっと聞きたいと思います。

あと、商工費です。商工費は、資料の17ページに生産量が増加し、自社でバック作業ができるようになるので、市内及び飲食業への出荷が可能となると書いています。その中で、市民の声で、この会社自社で直接販売とかという、バック詰めを自分たちですて販売を直接できないものかと。珍しい野菜があって、その野菜がまたおいしいということです。それをもっと市民の人に、もうちょっとわかりやすく、求めやすくできないものかという声が聞かれているので、その辺ちょっとお聞きしたいのと、あと、今問題になっている鳥獣対策ですね。ハウスがちゃんと鳥獣対策で対策なされているのかが聞きたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうから、子ども・子育てニーズ調査の関係で御答弁申し上げます。

まず、今回の事業内容につきましては、調査費用の設計、集計、作業、分析作業というのが主な内容になっております。そのことから、2番目の質問であります、今後の27年度に向けた予定ということでもありますけれども、現在、本年度中にニーズ調査を行いまして、26年度にはその事業計画の骨子案をまとめて計画を立てると。そして、27年度から実際に、子ども・子育て、今回の法律に基づいた法律が施行されるという流れでありますので、今年度については、そのニーズ調査を先行して実施して、それをもとに計画を立てていくという予定になっております。

また、財源につきましては、現在示されているものにつきましては、今回のニーズ調査につきましては交付税措置がされるのではないかとということで、情報提供をいただいております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 労働費の緊急雇用創出推進事業と、それから新産業助成事業について、2件について御答弁申し上げます。

緊急雇用創出推進事業につきましては、当初予算で計上しておりますニングルの森の事業とは全く別のものというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

今回の緊急雇用創出推進事業につきましては、会社が設立してから10年以内で、地域に根差している事業の企業を支援すると。それから、あわせて失業者の雇用の場の確保を目的として財源が国のほうでなられたものでございます。そのため、本市における株式会社エコノミービジネスネットワークさんで行っております漬物事業の販路拡大、それから商品開発としての

漬物の急速冷凍の機器の整備、それからバイヤー等の商談、それから物産展等へのPR、これらが本事業の事業内容と合致いたしましたので、エコノミービジネスネットワークに対し、市のほうから該当することの事業であるので計画をしてほしいということで、この企業から申請が上がったものでございます。

それから、新産業の部分で2点御質問がございました。

今回、増設に伴い、自社パックを現地で行う形になります。もちろん、飲食店等への卸販売も行ってまいります。歌志内の皆様に購入をしていただく、食していただくということで、現地においての事務所内においてパック販売を行うものでございます。

また、市内の道の駅、チロルの湯、その他の神威岳とか、そのほか、またお祭りとかイベント、これらの中でも販売をしてまいりたいというふうに思っております。

ハウスへの鹿等の鳥獣対策の関係でございませけれども、今のところハウスに対する被害はないというふうに聞いております。しかしながら、今後の部分において、いつ鹿の被害があるかわかりませんので、企業のほうとしては、電柵等というような形で、この3棟が完成した後に、電柵等で対策を講じたいというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 子ども・子育て支援事業なのですけれども、結構この事業が整備が整って、いざ27年からやり始めましようとなった場合に、保育園、幼稚園などが一緒になって、株式会社が参入できることになるのですよね。できてしまう事業なのです。株式会社にしてしまうと、子どもたちの成長というのですか、ちゃんとしたものが利益優先になってしまっていて、おそろかになってしまうのではないかという不安がかなりあり、問題のある事業なのですけれども、それについて、市としてどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、この財源は、これは交付税に今後なるということで考えてよろしいのか、もう1回聞きたいと思います。

あと、労働費の緊急雇用創出事業ですね。これ、単年度、単年度で、半年なら半年で更新をかけてやるということなのですけれども、1社にかけて、今年度、単独で単体でこの金額をやるということで考えていいのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず1点目の株式会社で保育所等を行うようにできる法案ということで御質問かと思うのですが、当市の場合は人口規模等、また、企業が参入するというような状況については、現在のところ想定した中では動いてはおりません。法律の中では、そういうふうなことも網羅されるというようになっておりますけれども、現状、当市の場合は公営で行っておりますので、それに対して市民の方々が、今現在の子育てについてどのようなニーズがあるかという部分を調査した中で、それを網羅して、次年度以降の計画を立てるといような内容の今回のニーズ調査でありますので、民営といいますか、株式会社の参入を見越した中でニーズ調査という部分ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

また、先ほどの財源措置につきましては、私どものほうにいただいている書類の中では、今回のニーズ調査にかかる費用については、交付税措置というか、交付税の参入があるというような情報をいただいております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 緊急雇用創出事業の関係でございますけれども、今回のこの助成事業につきましては、これまでも大きくくれば雇用創出基金事業の中の一つなのでございますが、企業支援型地域雇用創造事業、企業さんが興す企業、企業さんがいろいろな形で頑張っているところに対して支援をいたしますと、こういう制度でございます。これについては、単年度の助成でございますので、単年度の部分の助成という形で、前の部分の創出事業とはまた別な形の中での助成事業というふうに捉えていただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 7ページの商工費の資料でお伺いをしたいと思います。

資料17ページですね。私も、この資料をまだ全部読んで研究はしていません。それで、気のついたところだけ、きょう質問をさせていただきます。

まず、資料の18ページ、これ25年3月29日に萩原代表取締役から市長宛てに申請が来ております。そこで、市としては、これを検討したのだと思うのです。それで、検討をした結果、空知産炭地域のセンターに何日付で申請をして、何日付で許可になったのかを、まず1点目お伺いしたいと思います。

それから17ページの、事業効果の中で、雇用の面でも、初年度に4人の採用が予定されていると、こういうふうに書いてあります。

そこで、22ページの事業スケジュールを見ますと、一応、8月で終わるようになっております。そこで、当面、初年度で4人採用するというところでございますので、8月の時点で4人採用するのか、その4人の採用について、いつ、どの時点で採用するのかをお伺いしたいと思います。

それと、25ページで経営計画がございまして、ここに11期、12期、前決算期とありますけれども、この事業の初年度と申しましょうか、この初年度は何期に当たるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 本申請にかかわる申請の経過という部分かというふうに思います、1点目については。

市に対する申請については、4月1日で正式な申請書を受理しております。その前段において、この事業計画の内容については協議をし、その前段でセンター等、道とも協議をし、ヒアリングも受けている状況でございます。正式申請は、4月2日で、センターのほうに送っているところでございます。

その後、4月、先ほど公社の部分と同じ審査会に係っておりまして、4月22日に審査会を得て、その後、5月に総会等、理事会等の御承認を得て、現在、道からの決定通知を正式に待っているという状況でありまして、明週には着くのではないかということで、センターから御連絡を受けております。

雇用に関しましては、初年度4名ということでございますが、既に2名を採用され、準備、それから、現在の1棟における栽培の部分について、既に研修、それから実地の部分での作業に入っているというふうにお聞きしております。この後、順次採用をし、3棟への体制に向け準備を進めるということで、お伺いをしております。

それから、本事業に係る会社の決算の関係の資料の関係でございますけれども、これにつきましては、この表でいきます前決算期、25年3月期の部分の中に本事業の一部が入っている

ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほど、そういうことで想定をして質問をしなかったのですが、従業員のことなのですから、そうしますと、20ページに事業概要というのがあります。歌志内の事業部に3名、総務部1名、管理部2名となっております。それで、その下に増設による新規採用4名と、こう書いてあります。今の答弁では、既に採用しておりますよということであれば、この歌志内事業部の3名の中に、その4名が入っているのか。あるいは、新たに、それこそここで言っている新規に4名採用して7名になるのか、その辺をちょっと再度お伺いをしたいと思います。

それから、経営計画でございますけれども、今お伺いしたら25年の3月期ということでございますけれども、従業員の数にもよるのですけれども、人件費が2,250万円というふうに計上しておりますけれども、従業員の数によって違うと思うのですけれども、かなり人件費が優遇されているなという気がするのですけれども、この辺もお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 昨年、第1次の部分の中で、既に1棟が、言うなれば完成をして、事業を開始しております。この部分で、既に3名の雇用がされているということでございます。

先ほど私が答弁したのは、本年度における増設における新規採用者を前倒しをして、既に2名を採用し、現在のハウスにおいて実地の研修を行っているということでございますので、既に前倒しにより採用をされているということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、経営計画の会社全体というのは、本事業にかかわる事業だけではございません。この、ティ・エスフードサービスが行っております会社全体の経営状況でございますので、次ページの26ページの新規事業分に係る事業の経営計画及び資金調達状況等の、これが本事業に係る、これはあくまで増設分だけでございますけれども、増設分の状況と、こういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それでは、確認の意味で、もう一度お伺いをいたします。

それでは、現在、前倒しをして、従業員は5名ですよということで確認をしてよろしいか。それで、4名の採用ですので、あと2名は後から採用するのですよと、こういうことでよろしいのかお伺いをいたします。

それから、新規分、経営計画及び資金の調達でございますけれども、そうしますと、26ページですけれども、26年の3月期では、人件費はゼロですよということになっておりますけれども、その辺もちょっと確認をしたいのですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在の従業員につきましては、昨年度の事業における3名と前倒しの2名の5名で現在行っているところでございます。その後、新規採用分については、順次採用をしていくという形でお伺いをしております。

それから、経営計画の関係でございますが、この申請書につきましては、新規事業に伴う形での資料の項目と、それから会社全体を含めた形での資料という形になっておりますので、議員の御指摘の25年の部分につきましては、昨年の申請の中で、新規事業として計画をされて

おります。ですから、今回の申請については、その部分につきましては、前のページの会社全体のほうに含まれているという形になっている資料でございますので、実際の部分では売り上げ、それから経費等それらについても、前ページの会社全体の中に既に昨年度の事業については含まれているということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） これは、ちょっと説明をお願いしたいのですけれども、歳入の3ページで、コミュニティ助成事業の助成金、社団法人から出るというのですけれども、これはどういう制度で、どういう申請をして支給されるのか。一応、今のところ、教育費ということで歳出が上がっていますけれども、これは教育費のみの歳出に充てられるものなのか、その辺をちょっとお尋ねします。

それと、4ページの一般管理費で、需用費、PCBの管を云々ということでしたけれども、今、その蛍光灯の安定器、PCBの含まれたやつはどんな保管の仕方をしているのか。

それと、職員研修ですけれども、先ほど廃棄物処理の研修ということでしたけれども、これの内容というのは資格か何か取らなければならないということなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、5ページの予防費ですけれども、先ほどの説明で、医薬材料費の見積りの誤りだったということなのですから、具体的にはどんな薬品の購入不足だったのかをお尋ねします。

それから、ごみ処理費、埋立地の倒壊ということで設計調査をする、その後、実質工事になるのでしょうか、この設計その他、工事自体は市内業者が参入できるのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

それから、7ページの新産業創設事業の中で、資料の27ページに事業費内訳書の一番下、その他の欄に、看板、それから除雪機、パソコンとあるのですけれども、この看板などをどこに設置の予定で、どういう予定をしているのか。ないしは、除雪機、パソコン、どういうものを購入予定しているのかをお尋ねします。

それと、先ほどお尋ねしたコミュニティ助成金ですけれども、うたしない弥六太鼓、この弥六太鼓の今の活動実績ないしは人員の構成、それから今既に保有している太鼓の種類と数、これをお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それともう1点、9ページなのですから、一般職の人件費の一番下のあたり、住宅手当738万5,000円、これが100人分ということなので、これ割る100ということで、一人当たりの平均というふうに見てよろしいのかどうかお願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 歳入のコミュニティ助成事業の関係と、それに係る弥六太鼓の事業の関係でございますけれども、まず、コミュニティ助成事業、これについては財団法人自治総合センターでの宝くじの社会貢献交付事業ということで、地域のコミュニティ活動に対して助成していただけるという内容の事業でございます。今回、この弥六太鼓の太鼓の修繕なり、購入なりが決定になったということの助成の内容でございます。

それで、弥六太鼓の関係の、まず活動実績等でございますけれども、例えば、うちの市内でいえば市民まつりにも出ていただいておりますし、そのほか、公民館で行う市民芸術文化祭のときにも出ていただいております。そのほかに、市内の老人ホーム、救護施設なりの盆踊りの

ときにも出ていただいていると。そのほか、砂川のグループホームの慰問というところにも出向いているというふうに聞いております。

それで、今現在の弥六太鼓の人員ですけれども、会員といたしましては、大人4名、子供7名の計11名でございます。それから、現在の太鼓の保有数でございますけれども、現在18台になっております。

それで、今回の事業といたしましては、太鼓の補修3台、新たに3台を買う、このようなことで250万円程度の市からの交付金を出すということになっております。（「もう一つ、今のコミュニティ助成というのは、教育費のみに充てられるものなのかということです。」と発言する者あり）

済みません、今回、太鼓の関係なものですから、教育費のコミュニティ事業ということでございますけれども、いろいろな事業がございます。もし、違う事業であれば、それぞれの所管でやる場合は違う科目になるということになります。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうからは、調査管理の経費の需用費、消耗品のPCBの保管やペール管の関係について御答弁申し上げます。

この部分の保管につきましては、今、電気室というところで、まず部屋に鍵をかけているところに保管をしております。その中に金網で区画された部分がございます、その中で、もう一度鍵をかけて保管をしております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 新基金の関係につきましての需用費のその他の内容につきまして、御答弁申し上げます。

その他におきます看板につきましては、現在、道道沿い、和泉組さんのところに木製の看板がございますが、これとは別に、3棟になりますので、案内看板を別に設置を考えているところでございます。

それから、除雪機につきましては、3棟と、それから入り口等のすき間の部分ですね、ハウスの間を除雪するもの、12馬力の除雪機でございます。

それから、パソコンにつきましては、パソコン1台とプリンター1台の部分を、今回、事務所兼パック作業所ができますので、それらの中で活用をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 廃棄物の関係の資格の関係についてでございますが、職員研修のほうの資格の関係でございますが、これは一般財団法人日本環境衛生センター、こちらが認定いたします技術管理士の資格が付与されるということでございます。

もう1点、9ページの職員手当の内訳ということで、住居手当のお尋ねでございますが、これにつきましては、今回の補正とは関係ございませんが、住居手当をもらっている方ともらっていない方がいるものですから、これを100で割ってしまいますと、その中には全て入っているものですから、ちょっとその辺では出ないということでございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 感染症対策事業の医薬材料費ですけれども、今回の補正につきましては、ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオの入った4種混合ワクチンについての部分でございます。

当初予算では、この4種混合ワクチン1箱1,860円で計上しておりましたが、正しくは1万3,860円でありましたので、今年度の見込み数量を見越しまして不足分22万,100円を補正するものでございます。当初予算では、1,860円の40箱と、5万5,040円を見ておりましたが、このたびの補正で、1万3,860円、20箱、22万7,200円の差額の22万1,000円を補正するものでございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 今回の設計ではなくて、工事ということであれば、市内業者のほうで対応できるというふうに思います。設計のほうにつきましては、特殊な設計でございますので、市内業者さんでは無理かなというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかに。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと確認だけ。

今、PCBは電気室に金網を立てて厳重に保管ということで、その場所自体はどこなのか。

それと弥六太鼓、さっき3台と2台の修理ということですが、それぞれの金額の内訳というのはどれぐらいになっているのですか。

それと、これ、今回の補正には関係ないのですけれども、さっきの説明に出てきたニングルの森、せんだって熊出没の看板が立っていたのですけれども、これは解除されているのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） PCBの保管場所でございますが、1階の女子トイレの横だと思います。1階の夜警室のあるところの並びの横でございます。

○議長（山崎数彦君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 弥六太鼓の修理等にかかる費用でありますけれども、太鼓の種類によって、また修理内容によって、費用が異なっておりますが、一般的に太鼓と呼ばれております長胴太鼓、宮太鼓と言われている太鼓ですが、今回は、これの両面張りかえを行うと、皮の両面張りかえを行うということで、14万6,250円の見積もりがございます。

また、同じく宮太鼓の胴の部分の修理するということで、これも損傷内容によりますが、今回はその胴の修理が4万円あります。また、桶胴大締太鼓という形の違う太鼓がございまして、こちらも皮の両面の張りかえを行うということで、修理になろうかと思いますが、この両面の張りかえについては、一つ当たり40万8,000円という見積もりでございます。修理の費用は、以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野議員に申し伝えます。

ニングルの森の件で、今、質問ありましたけれども、今回の予算の中では、ニングルの森はありませんので。（「予算には関係ないけれども、ニングルの森という言葉が出たのでお尋ねしたということにしたのですけれども、対処できなければできないで結構ですけれども。熊の問題だから、もし対処できているのなら、それでいいのですけれども。」と発言する者あり）

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 先ほど、緊急雇用の女鹿議員からの御質問の中で、ニングルの森と今回の緊急事業の中でお話があった関係からということで御答弁をさせていただきますが、当初予算で載っておりました緊急事業の部分、ニングルの森の草刈りが始まりまして、それで、



看板は既に撤去しております。今、整備作業を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第41号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） これも補正予算ではないのですけれども、この書類に載っていますので、ちょっと確認いたしたいと思います。

先ほど、一般会計の住宅手当のことで確認をしました。7万何がしではないよと、ゼロの人もあるよということですのでけれども、下水道では一人で6万円、それから、国民健康保険では一人で20万1,000円、それから後期高齢者では、これも一人で16万8,000円、これの住宅手当の基準というのはどういうふうになっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 住居手当の内訳としましては、持ち家の方と賃貸の方で当然金額が違うわけですが、申しわけありません、きょうの補正に関係ないものですから、資料を持ち合わせておりません。

ちなみに、持ち家につきましては、月額5,000円ということになっております。賃貸につきましては、その人の所得によってまた金額違うものですから、そういうことで、ちょっと御理解いただきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について、採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号平成25年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 4時57分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      湯      浅      礼      子

署名議員      原      田      稔      朗